

第六十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第三十号

昭和四十七年六月一日(木曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 大野 市郎君

理事 上村千一郎君

理事 塩川正十郎君

理事 豊 永光君

理事 小濱 新次君

理事 中島 茂喜君

理事 橋本登三郎君

理事 山口 鶴男君

理事 桑名 義治君

理事 林 百郎君

出席國務大臣

國務大臣

(國家公安委員)

出席政府委員

警察庁長官

警察庁刑事局長

警察庁少年課長

警察庁交通局長

委員外の出席者

警察庁刑事局長

警察庁少年課長

警察庁交通局長

大蔵省銀行局長

別金課長

文部省社会教育局長

文部省少年教育課長

厚生省環境衛生局長

環境衛生課長

地方行政委員会調査室長

委員の異動
五月三十一日

辞任

山口 鶴男君

同日

辞任

平林 剛君

補欠選任

山口 鶴男君

本日

の会議に付した案件

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

○大野委員長

これより会議を開きます。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山口鶴男君。

○山口(鶴)委員

まず最初に法律についてお尋ねしたいと思いますが、モーター営業の規制(第四

条の六、これを拝見しますと、モーター営業が営

まれることにより清浄な風俗環境が害されること

を防止する必要があるものとして都道府県の条例

で定める地域においては、営むことができない。

となつていますね。この場合、都道府県の条例で

定める」となつては、この場合の都道府

府の定める条例というものについて、おおむね

こういう形の条例を制定せよというようなことを

御指導するつもりがありますか。あるとすれば、

一体どのような条例を想定しておられますか。こ

れをまずお伺いしたいと思います。

○本庄政府委員

規制の対象となる地域について

は、「都道府県の条例で定める」ということになつ

ております。条例でございしますから、その府県府

でございますが、やはり、ある程度の大まかな基準

と申しますか、線と申しますか、そういうったもの

につきましては指導する必要があるかと考えて

おります。その内容につきましては目下検討中で

ございますが、「清浄な風俗環境が害されることを

防止する必要があるもの」という一つの判断の基

準といえますか、資料といえますか、そういうた

ものを例示的に示すというようなことが考えられ

るかと思ひます。たとえば近郊住宅地域とか、

そういうったような地域を幾つか列挙するとい

う……。

○大野委員長

速記の都合がありますから、もう

少し大きい声でお願いします。

○本庄政府委員

幾つか列挙するといったような

方法をとることにたふんならうと思つており

ます。

○山口(鶴)委員

委員長から御注意がありました

が、私も耳はそんなに悪いほうではないのです

が、どうも本庄さんの声は聞きにくいのであり

まして、ひとつ、もう少し委員会全体に聞こえるよ

うに、基準をお考えになつておられるということ

でありますから、その基準として警察庁として想

定しておられるものについて、しさいに御説明を

いただきたいと思います。

○本庄政府委員

条例で定めるのがたてまえでござ

いますから、あまり細部のことまで中央で定め

るというよりは、条例で定めることとした趣旨に

も沿わないと思ひますので、先ほど小さい声でた

は——表現がむずかしいのでございしますが、表現

を別といたしまして、実態的に考えておりますの

は、住宅地域とか、文教地域とか、あるいはそ

いうような海岸とか、あるいは山岳地帯、そういう

たよりない意味での行楽地というものも入る

うかと思ひます。そういうやうに、人間の広い意味

での生活エリアに属する地帯であつて、清浄な風

俗環境を害されると思はれるようなところ

を一応の基準として示したいと考えております。

○山口(鶴)委員

まづこれに、条例で定める

ことであるから、それぞれの都道府県の自主性

というものがあつて、そういうことも配慮してあ

まりこまかなものをお示しするのはどうか、一応

概括的に大まかな基準というものを考えておる、

その内容はこうだ、こういうお話でありました。

その点は十分了解できます。いま、モーターにつ

きまして相当世人の批判というものがあつて、そ

う中で、市町村の段階におきまして非常に苦勞

をして、自治体として取り締まりの——まあ、取

り締まりということばが適当かどうか知りません

が、モーターについてある程度の規制をする。特

に、農地転用その他について、規制をするとい

面に着目をしての条例というものがたくさんでき

ていますね。これは、こういう法律が出ない段

階における地方自治体の知恵だと私は思ひます。

また、地域住民の意向というものを尊重する住民

自治としての自治体の運営のやり方としてたいへ

ん評価すべき問題ではないかと私は考えているわ

けであります。問題は、当然基準について警察

庁のほうで指示になること、けつこうであります

が、いま言つたような経過がありますだけに、

地方自治体の自主性というものをいやすくも害す

るようなことがあつてはならない。言うならば、

地方自治体の自主性というものを十分尊重する

という立場でこの問題については対処すべきであ

るか。かように考えるわけでありまして、その点

は、いかがでしょうか。

○本庄政府委員 まことに同感でございます。そのためには、条例の制定にあたりまして、公安委員会におきましては、各市町村とよく連絡し、市町村の実態をもちろん調べ、さらに市町村長の意見も十分聞く。あるいは現に条例ができておる市町村につきましては、その条例の中身も十分検討いたしまして、公安委員会だけで判断してきめるといふことでなくして、そういういろいろな方法で実態を調べ、意見を聞いた上で条例案をつくって知事にお願ひする。こういうことにいたしたいと考えております。

○山口(鶴)委員 今度の風俗営業等取締法の一部を改正する法律案は、法律で規制することでありますから、おのずからそこには限界があつて、国民の側からすれば、もつときびしい規制をやつてもいいのではないかと意見もあると思ひますが、その辺は、やはり法体系全般の中からの一つの限界というものであつてこのようになつたのだらうと推察するわけですが、そこで問題なのは、たとえば公害等ですね。まあ、一昨年の国会で公害立法をつくりました。国が基準をきめる、規制権限を大幅に都道府県知事に委任をするという形をとりましたが、こういう法律をつくる際にいつも問題になりますのは、すでに自治体が、法律をつくる以前に、住民の健康、生命を守るという立場から自主的な条例をつくり、規制基準をきめておつた。ところが、法律ができ、国としての基準ができると、結局国の基準よりシビアな基準をきめることは問題があるのではないかと、やはり条例の上に法律があるのであつて、法律を越える条例というものは問題があるのではないかと、いうことがどこでも問題になりました。一昨年の公害国会では、その点配慮をいたしまして、国がきめた基準以上に自治体が、すべてではございませんが、ある程度シビアな基準もつくれるような配慮もした法律になつた面があるわけでありますけれども、問題は、これは都道府県の条例ですね。そうすると各市町村の、先ほど来言いましたような、地域住民の意向を尊重した、地域状況

に応じた、いろいろ苦勞してつくつた条例があるわけですが、その基準のほうはきびしく、府県できめた基準のほうはゆるいといふことになつた場合に、結局、いまだ地域住民の意向に沿つて当該地域でつくつておりました条例といふものは、これはあかんのじや、もう県全体のものさしでもつてはかるのであるといふことになつたのでは、これは問題が残ると思ひます。その点はどうですか。私も法律の専門家じゃありませんからこまかい議論はいたしませんけれども、いま申し上げた趣旨は長官もおわかりいただいておると思ひますが、それについては一体どのような御見解でありますか。

○本庄政府委員 幾つかの市あるいは町で条例ができておりますが、その条例の中身がいろいろございまして、建築の立場からの規制をやつておるようなところ、あるいは、これは私たちが法律案で考えておりますような地域規制、そういうものを中身としておる、いろいろあるわけでございますが、こういった地域規制を中身としておる市町村条例につきましては、今回この法律に基づきまして都道府県で定める条例とどうなるかという問題は確かに出てくると思ひますが、先ほども申しましたように、この法律自体では基準をきめておりませんが、公害の場合は、私も実は詳しく存じておりませんが、国で基準自体をきめておる。それを上回る基準を県あるいはその他地方公共団体がつくつた場合にどうかという具体的な問題が出ておると思ひますが、このモーターの場合には、国自体が直接の基準をきめておりません。基準の、何といひますか、方針だけを示す、それに基づいて具体的に都道府県条例で定めるということになりますので、当然、その都道府県条例を制定する際には、管内の既存の市町村条例との調整と申しますか、抵触をしないよう、両者が相談した上での条例をつくつてもらうといふことによつて、そういう先生が御懸念なさいますようなことは避けられると思ひます。

また、さらに、地域規制という考え方でなくして、たとえば建築をする際にはだれだれの同意が要するといふことは、この法律とは直接関係はございませぬので、そういう中で抵触する心配はないのである。かように判断いたしております。

○山口(鶴)委員 わかりました。ただいまの考え方けっこうだろうと思ひます。この法律ができ、府県の条例によつて地域規制ができる。ただ、特定の市町村においては、地域住民の意向に従つて、よりきびしいといひますか、違つた形の規制をやらなければ地域住民が納得しないといふ場合には、都道府県と市町村とが十分話し合ひを、地域規制をやる場合にはやる。その地域規制以外の建築の面でこの認可を受けるというふうな違つた形の規制のやり方については、当然これは市町村が自主的にやれる道もあるのだ、そういう形で地域住民の意向に沿つた運営というものが保障される、こういうふうな了解をいたしまして、その点はけっこうだと存じます。

さて、そこで、若干法律から離れてお尋ねをいたしたいと思ひますが、現在の警察法を拝見をいたしますと、警察は中立性を確保するといふ意味で、他の官庁とは非常に違つた行政の形態をおとりになつておられます。ただ、問題は、都道府県警察というものがあつた。そこに都道府県警察本部の部長がおられる。同じ県庁の機構を考へますと、知事があつて、知事部局に各部長等がおられる。実情を見ますと、知事部局の各部長は、農林省あるいは通産省、自治省、建設省等、これらの各省からのいわば天下りと申しますか、そういう形で入つておられる方が相当多い状況にありまして、しかし、これらの方々の身分は地方公務員であつて、直接知事の指揮監督を受けるわけですね。ところが、警察については、都道府県本部の部長さん——その前にすわつておられる方はいすれも各県本部の部長さん等歴任した方が多いだらうと思ひますが、この方は、行きまして、国家公務員の身分のままで行かれるわけですね。地方公務員ではない。そして、当該都道府県の公安委員会の干渉は受けるわけではよくけれど

も、知事は何ら指揮命令権はない。都道府県本部の部長を指揮監督できる権限はどなたにあるかといへば、ここにすわつておられる後藤田長官にある。こういう形をとつておられるわけですね。しかし、そういう形をとつておられますが、都道府県警察は、これは自治体警察であることは間違ひないわけですね。バリなんかへ参りますと、小バリの知事、大バリの知事、それから警察知事といふのがおりますけれども、少なくとも、わが国の場合は、バリのようないふ状態ではない。特に、いま具体的にお尋ねいたしましたような、条例によつて警察が仕事をされる面というものが相当あるわけですね。そうすると、条例とは一体どうなるのかといへば、この提案権は当該都道府県の知事にある。それから、都道府県の警察を運営いたします場合の経費、これはあとでこまかくお示ししてまいと思ひますが、その経費のほとんど大部分は、これまた当該都道府県の予算でまかなう。その予算の提案権は知事にある。それから、これは形が少しおかしいと思ひますが、当該都道府県警察の警察官の定数、これも条例で定めるわけですね。したがつて、知事が議会に提案をする。提案権は知事にある。ただし、これについては、警察法で政令によらなければならぬといふことになつておるので、この辺は政令どおりに知事が提案をしないといふ問題を起こすといふおかしな点はある。ありますが、それは一応おきましよう。定数についても、たてまへは知事にこの提案権があるといふことになつております。警察法で、当該都道府県本部の部長を指揮監督できるのは後藤田さんでありますけれども、しかし、都道府県警察は自治体警察である。条例の提案権、予算の提案権等は知事にあるといふことを考えました場合、たとえばこの風俗営業取締りにあたりまして、警察本部と当該都道府県知事といふものが十分密接な話し合ひをして、自治体警察としての十分な運営といふものをしなければいかぬのではないかと、かように考えるわけでありますが、その

点、長官のお考え方を示したきたいと思ひます。

○後藤田政府委員 御案内のように、今日の警察制度は、政治的な中立を守ること、民主的なたてまえを堅持すること、こういふことで他の行政官庁の組織とは趣の違つたものになつておるわけでございます。しかし、基本は都道府県自治体警察であることは、これは疑いのない事実でございます。したがつて、知事との関係については、法律上はいわゆる所轄のもとにあるということで、所轄というのとは一番弱い所属の關係を示すということで、指揮命令権のない監督であるということに法律上なつておるわけです。しかし、これは法律のたてまえがそうであるにすぎないので、やはり、当該都道府県内の治安を維持するといふためには、何といつても、当該知事部局との緊密な連絡といふことがなければならぬといふことは、政治的な中立を侵されるといふことのない見地をとりながら、実際問題としては、知事との意見調整といふことを十分やらなければいけません。今回のこの条例制定についても、これは実体は公安委員会のほうがつくると思ひますけれども、提案権は知事さんにあるわけですし、しかも行政全般の責任は知事が負つておるわけですから、これは十分知事と意見の調整をし、さらに必要なこととは、今回のこの条例については、地元市町村並びに地元市町村の住民の意向といふものを十分に配慮をして、そして、具体的な、実情に合ふような条例の地域規制をやるべきだと、かように私は考えます。

○山口(鶴)委員 ただいまの長官のお話は、たいへんけっこうなお話だと思つて拝聴いたしておりました。これは少し行き過ぎた議論だといふお聞き取りになる向きがあるかと思ひますが、警察が自治体警察であるかといふことを考えました場合、従来は、国家公安委員長を自治大臣が兼務されるのが通例だったわけですから、それでないこともたまにはありましたが、大臣の数といふものにおのずから制約があり、大臣をもつて充てる役職といふものが大臣の数より多い場合に、兼務といふことはどうしても必然的に起こりやすいことだと私は思ひます。ところが、最近数回の例を見ますと、自治大臣と北海道開発庁長官を兼務するといふような例が出たり、また、国家公安委員長と行政管理局長官とを兼務したりする。そういう例が三、三、三回目立つわけですから、中には、これは国家公安委員長が本職であつて、行政管理局長官のほうにかけ持ちでやつておるのだといふような御発言をされる方も出てくる。私は、実は、警察が自治体警察だといふことを考え、しかも自治体警察の運営経費を大部分自治体がつておるという状況を見たときに、ここ数回の例はいかにかと考へて、そういうことを申し上げたこともございます。

また、警察庁長官も、いまの後藤田さんは非常にけつこくだと思つて、私は尊敬してゐるわけですが、このことは、何も後藤田さんのすべてがよいと言つてゐるわけではないので、経歴がよろしいと思つてゐるわけですから、このことは、後藤田さんは警察ばかりではなく、自治省の局長もやられておる、地方行政、地方財政といふものにも十分精通しておられるし、地方自治のたてまえといふものを十分熟知しておられる。また、そういう経験をお持ちだ。そういう方が今日警察庁長官をやつておられるところに、自治体警察としてのたてまえをとつてゐるわが国の警察の最高責任者としてふさわしい経歴であるといふことで私は敬意を表してゐるわけでありまして、そういうことを考へた場合、今後いつまでも後藤田さんがやつておるといふわけにいかぬでしょうから、今後とも警察一本の方が警察の幹部を独占するといふ形はやはり避けるべきである。自治体警察を運営する警察の幹部は、地方自治を十分知つておる方がよい、また、そういう経歴をお持ちの方が警察の幹部として警察を運営するといふことが非常にいいことではないだらうか、こういうふうには私は思ひます。その点、お答えし

にくい面はお答えしたかなくともけつこくでありましたから、私のいまの考へ方に対して、もし御感想をお聞かせいただければ面があらうと思ひます。○後藤田政府委員 御承知のように、今日の警察が、国家的な色彩のある業務と地方的な色彩のある業務を兼ね合せて持つてゐる以上、その運営にあつては、地方的な利害といふものを十分考へなければならぬ。そういういろいろなこともあつて、また、過去の警察制度の反省の上にも立つて今日府県自治体警察といふことになつてゐるわけですから、地方自治行政を担当してゐる自治省当局とわれわれとの間の緊密な連絡、さらにはまた都道府県警察と知事部局との連絡を絶えず緊密にしていなければならぬといふことは申し上げるまでもございません。

人事等の問題につきましては、私は、現在の、昭和二十年前後までの諸君は心配ないと思ひます。これは、御案内のように、すべて今日でいう自治省所管の仕事に従事した経験を持つておられます。ただ、私が一番いま心配しておりますのは、警察制度が自治省から完全に分離になつた後における諸君のものの考へ方についてでありまして、これはよほど気を付けていないと、ヨシの體から天井をのぞくといふ幹部がでやしないかといふ点を心配いたしております。そういうような意味合いで、今日、私も私としては、できる限り若い間に、都道府県の行政あるいは大蔵省、運輸省といった各方面の行政を見習はせる必要があるといふような意味で、各省との人事交流といふことに十分配慮をして、少なくとも幹部になるまでの間には、いずれかの他の行政を担当した経験者に全部育つて上つていく制度をとつて、十分注意をして、視野の狭い幹部にならないようにやつていきたい。かように考へて、現にそういうやり方をとつておるような次第でございますので、御了承願ひたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 さて、そこで、実は、私は、過日、本会議で、ここにおいでの方の自民党の中村弘海委員とともに、地方財政白書の質問をいたしました。地方財政の状況」といふのを詳細に見る機会があつたわけでありまして、この「昭和四十五年度における国・地方を通ずる純計歳出規模(目的別分類)」といふのを拝見いたしますと、結局、全体の支出の中で国と地方とがどのくらいの割合を占めてゐるかといふ数値であります。司法警察費については、地方が七二%を支出し、国が二八%を支出するといふ形になつておられます。それから、この各経費の内訳はどうなつておるか、警察行政費は一体どのような割合になつてゐるかといふ性質別の内訳を見ますと、警察費のうち人件費が八〇・四%、普通建設事業費、庁舎等の建設費が八・四%、その他が一〇・二%、物件費が七・八%、その他が一・八%となつておられます。それからさらに、「警察費の状況」といふことで、全国の都道府県警察の経費が一体幾らであるか、そのうち国庫支出金は何%で、使用料、手数料が何%で、諸収入が何%で、その他特定財源が何%で、地方の一般財源が何%であるかといふのを拝見いたしますと、昭和四十四年度全国の都道府県警察の経費全体が三千二百七十億六千三百萬円で、一般財源の割合が九二・五%、国庫支出金は九十六億六千七百萬円で、その割合は三%にすぎません。四十五年度はどうかといひますと、総計が四千七百七億五千六百萬円で、一般財源の割合が九二・五%、四十四年度と変わりがありません。国庫支出金が百四億三千萬円で、その割合は二・九%にすぎないのです。

これを見ると、都道府県警察の経費、国庫支出金はまさに三%足らずであつて、地方税、交付税等、当該都道府県の一般財源が占める割合が九二・五%。いわば、一般財源でもって都道府県警察はほとんど運営されておるという状況がわかるわけですから、それだけに、こういう状況から見て、長官の主張されるところの、先ほどお述べになりました自治体警察としての運営について、当該知事部局との密接な關係を保つといふこと——所轄と

いうことばを長官は使っておられたが、知事には当該都道府県の本部長を指揮命令する権限は全くないけれども、しかし、自治体警察としての十分な配慮ある運営が必要だということは、この財政的な数値から言ってもきわめて重要なことだと私は思う。

そこで、実は、最近、光化学スモッグをめぐるまじりの東京都知事と警視庁の警視總監とのやりとりを新聞で拝見いたしておりました、そう言っただけで恐縮であります、本多警視總監は、自治体警察として、特に当該都道府県知事部局と十分な話し合いをし、自治体警察としての運営をするという気持ちに、若干といいますが、大いにいいます、これは私どものほうの立場と、与党さんあるいは警察庁のお立場では若干その辺の度合いは違うと思うのですが、しかし、いがかかと思ふ点があると考えざるを得ないのであります。この点、長官の御感想を承っておきたいと思ひます。

○後藤田政府委員 光化学スモッグの対策問題で、新聞等に、美濃部知事と本多警視總監の間にいろいろ意見の対立があるのかと出ております。しかし、今日、現実にはスモッグによる被害がすでに発生をしておるわけでありまして、また、こうした被害は今後も出るであろうというところは当然予想するにたかたかいた。したがって、これの恒久的な対策をどう考えていくかといったようなことについて、そのスモッグの原因はいろいろありましようけれども、車による排気ガスというのがその中の原因を占めておるといことは疑いのない事実でしょう。したがって、何らかの形で規制をしなければならぬということについては、知事も警視總監も意見の食い違いがあらうはずはない、かように考えております。問題は、どのような規制をすればそれがより有効であるかということについて協議をしなければならぬということであらうと思ひます。それで、昨日、知事と警視總監が会いまして、今日出ておる被害に対しては、急を要するというところで、具体策を都と警視庁が協議をしようということ、そこで、副知事と副警視總監との間で、若干の補助者をつけて、協議会を設置して、早急に対策を練らうと、こういうことになつておるわけでございます。したがって、伝えられるような、片方は、全く思い切ったと言えはけつこうだし、悪く言えはむちゃだということも言えるかもしれない、また、片方は何もやらぬといったような、そういう意味合いでの対立はなさかもしない、私はかように考えております。一番問題は、たとえて言へば、東京都のほうは、公害問題については、これを測定し、監視をし、そして具体的な被害との因果関係を明らかにする。いわば、お医者さんの役割りだと思ひます。したがって、何よりも肝心なことは、このお医者さんの診断がなければいけない。警視庁のほうは、その診断に基づいて、どういう薬を盛るかという役割りがあると思ひます。したがって、診断がないと、なかなか副作用の強い薬を飲ませるといふわけにはいかぬではないか、そこで、両者がよく話し合いをして、その原因をできるだけ早く究明をして、そして適切な薬を調合しようではないかということ、今日協議会が設置をせられたわけでございますので、おのずからその間に妥協な結論が生ずる、そして都民不在の行政というふうなことになるように行なわれるもの、私はかように確信を持ち、また、それを期待しておるようなわけでございます。どうか、あまり両者の対立というものはお考えにならないでほしい。と同時に、われわれも、場合によるならば、こういういった問題については環境庁等とも十分連絡をして、何らかの形で早く解決をしたい、かように考えておりますので、御了承賜りたいと思ひます。

との間で、若干の補助者をつけて、協議会を設置して、早急に対策を練らうと、こういうことになつておるわけでございます。したがって、伝えられるような、片方は、全く思い切ったと言えはけつこうだし、悪く言えはむちゃだということも言えるかもしれない、また、片方は何もやらぬといったような、そういう意味合いでの対立はなさかもしない、私はかように考えております。一番問題は、たとえて言へば、東京都のほうは、公害問題については、これを測定し、監視をし、そして具体的な被害との因果関係を明らかにする。いわば、お医者さんの役割りだと思ひます。したがって、何よりも肝心なことは、このお医者さんの診断がなければいけない。警視庁のほうは、その診断に基づいて、どういう薬を盛るかという役割りがあると思ひます。したがって、診断がないと、なかなか副作用の強い薬を飲ませるといふわけにはいかぬではないか、そこで、両者がよく話し合いをして、その原因をできるだけ早く究明をして、そして適切な薬を調合しようではないかということ、今日協議会が設置をせられたわけでございますので、おのずからその間に妥協な結論が生ずる、そして都民不在の行政というふうなことになるように行なわれるもの、私はかように確信を持ち、また、それを期待しておるようなわけでございます。どうか、あまり両者の対立というものはお考えにならないでほしい。と同時に、われわれも、場合によるならば、こういういった問題については環境庁等とも十分連絡をして、何らかの形で早く解決をしたい、かように考えておりますので、御了承賜りたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 私は、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案の審議の中で、条例、したがって都道府県知事と都道府県警察との関係、こういう点でお尋ねをしているわけでありまして、光化学スモッグの具体的なお尋ねは、委員長からも注意をされると困りますから、その辺は避けまして、実はお尋ねをいたしているつもりであります。

〔委員長退席、塩川委員長代理着席〕

そういう意味で、私は、都道府県知事と都道府県警察本部長との関係という抽象的な問題でお尋ねをするわけでありまして、とにかく、知事と警視總監とが会ったということが新聞に写真入りで大きく報道せられるというところがいかにかと私は思ひます。通例であるならば、知事と都道府県本部長の本部長とが会ったことがニュースになることがおかしいのでありまして、それだけ通常密接な関係にあつてしかるべきではないかと思ひます。

ところが、五月三十一日の新聞には、「スマイル抜きさや当て」といふような形で見出しが出て、そして、知事と警視總監との写真が大きく載りまして、拝見をいたしますと、当日開かれた都議会において、警務消防委員会というものが三十日に開かれたようでありまして、光化学スモッグをめぐつていろいろな議論があつて、最後に、ある委員から、おとなになつてひとつ警視總監と知事とが話し合つたらどうかというふうな発言であつて、それに対して警視總監は、いささかぶ然とした顔で、ぼそぼそと、「私は、別に、なにもわだかまりはもつておりません。ま、オトナになりまして、虚心な態度で対処いたします」といふようなお答えがあるというふうなことは、国民の側から見てもいかにかという気持ちを持たざるを得ないと思ひます。いまのわが国の政治制度は議院内閣制で、しかも政党政治でありますから、内閣があり、内閣のもとに各省があつて、そして各官庁の首長が地方にございまして、これと知事との間に若干いさかがあるということとは、——中央政府が自民党の政府であり、また知事にたまたま革新の知事が出たという場合に、考え方がおいて若干いさかがあるというところは、いまのわが国の政治制度の上から言つてやむを得ない点がある。しかし、事、警察に關しては、警察法にも、「日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨の服務の

宣誓を行ふものとする」といふことが書いてあります。ですから、警察は不偏不党なものでしょう。かつ、中立なものでしょう。だから、私は、國の出先機関と革新知事との間に若干意見の相違があつて論争があるというところはやむを得ないと思ひますが、事、警察と革新知事、警察と保守党知事といふものとの間に、何といひますか、会えば新聞に大きく出る、議会ではおとなになつて虚心に話したらどうかというふうな発言が出るというところはおかしいと思ひます。それで、警察法はたまたま言つておかしいのです。この点いかがでありますか。

○後藤田政府委員 御説のように、警察は政治的な中立を堅持しなければならぬということ、これは基本の姿勢でございます。したがって、いかような知事であれ、必要な連絡、協調ということは絶えず配意しなければならぬということは御説のとおりでございます。

いま、新聞をお読みになつての御質問でございますが、美濃部知事と本多警視總監がなかなか会つておらぬといったふうな記事でございますが、これは双方なかなか忙しいというふうなこともあつて、その機会がなかつたのであらうと私は思ひますが、一般の受ける印象は、新聞で双方の写真が載つて、初めて会つたような印象を受けることではおかしいじゃないかと思ひます。また、第一、きのうあつた場所からしても、何とか会館なんというのにはおかしいじゃないか、気軽に両方がどんどん行けばいいんじゃないかということも、これももう御説のとおりだと私は思ひます。しかし、御質問を承つておきまして、いかにも本多君が避けておるのかのような印象だとするならば、これは、私は、本多君に対して酷だと思ひます。警察としては、少なくとも事務的な連絡については、絶えず東京都と警視庁は連絡しておるといふことはお答えをいたしておきたいと思ひます。

やはり、問題は、ああいった重要な問題については、案といふものが新聞に出る前に、当然責任

法律には書いてあるが、実際にはそうじゃないじゃないか、時の政府の指示命令のもとに忠実に動く機関ではないかという批判を受けかねないと思うのであります。そうなることがやはり一番問題ではないのかと私は思います、この点はいかがですか。

の原案から抜けておるということであらうかと思
います、この点につきまして、いろいろ実態的
に、あるいはさらに法律的に検討をいたしたので
ございますが、私たちといたしましては、結論と
しては、モーターは御案内のように旅館業の一
種でございます、旅館業の構造、設備につきま

○後藤田政府委員　それはもう御説のとおりでございます。警察は政治的中立を堅持するわけですから、国民のための行政をやるわけですから、どのような知事がおろうと、双方の間にいざこざがあつてはいけません。これは御説のとおりでございます。しかし、これは、双方相手のあることです。から、当方がそういう態度でおつても、相手が毛ざらいせられたんではどうにもならぬということもございます。したがつて、双方が虚心な立場に立つて、国民のためにどうすればほんとうにしあわせにつながるのかということとを双方が考えるべき問題であらうと、かように考へます。

ては、旅館業法にすでにそういう規制ができることになっておりますので、旅館業法のワク内で所要の規制をするのが妥当であるという判断に至りまして、今回の地域規制を主たる内容ということになったわけでございます。それに伴いまして、立ち入り権の必要もないということで、これは当然落ちるわけでございます。

簡潔に申しますと、そういう経過でございます。

○山口（鶴）委員　厚生省の言い分を拝見をいたしましたと、「もともと旅館業法は公衆衛生の保持と善良な風俗の維持を柱にしているが、公衆衛生上の

○山口(鶴委員) 各都道府県本部の本部長さん、東京の場合は警視總監であります、この方たちには指揮命令できるのは後藤田さん、あなたお一人なんですから、そういう意味で、いま私がある申し上げたような、警察に対してあらぬ批判を受けることのないよう、長官としてひとつ十分対処をしていただきたい。このことを強く要請をいたしておきたいと思います。

問題を保健所がチェックするだけで、風俗問題にはノータッチ。建物の構造や室内の設備の規制はむずかしく警報装置をつけることも強制はできない」と厚生省は言っているというのであります。

いまの保安部長のお答えですと、旅館業法があるから云々ということでありますが、きょうは厚生省は呼んでありませんけれども、厚生省のほうでは、いま私が申し上げましたように違った見解を

それではまた今度は法案に即してお尋ねいたしたいと思うのですが、当初、このモーター規制法の——まあ、モーター規制法と言つたはうがこの場合わかりがいいので、そういうことでお尋ねをしたいと思いますが、この作成の過程で、警察庁案が二月に新聞等に発表されたようであります。それを拝見しますと、「官公庁施設、学校、公園、児童福祉施設、団地などから二百メートル以内はモーター禁止区域。また都道府県が禁止区域と認めたところには建てられない」それからさらに、「建物の構造、設備については警察がチェックし、いかがわしい室内構造や設備も禁止、各個室に非常警報装置をつける」次に、「警官が立入り検

出しているということになりますと、その点どうもおかしいと思うのですが、いかがででしょうか。

○本庄政府委員　この立案の過程におきましては、厚生省ともいろいろ相談をし、意見の交換をいたしております。御案内のように、旅館業法には構造、設備の規制ということができるような規定になっておりまして、厚生省は当然それは承知しておるわけでございます。したがって、先ほど申し上げましたような私たちの考え方で、とにかく、モーターはもちろん旅館でございますから、モーターであろうと一般旅館であろうとを問わず、旅館についての構造、設備の規制はすばりこの旅館業法でやれるわけですし、また、やるの

が妥当であろうということで、そういう方向でいろいろさらに継続して協議をいたしております。

○山口(鶴)委員 過般委員会が現地調査をいたされたわけですが、私、不幸にいたしまして、国会の火災予防装置の点検等に従事をいたしておりましたために現地調査に参加できなかったわけですが、調査に行かれた方々のお話をあとで拝聴いたしますと、いろいろな設備、装置のたぐいがあるようであります。この車庫と個室が一緒になっているものを今回規制をするというわけですが、その構造を交えて、車庫と個室が連結しておらないという形にすれば、この法律上は差支つかないということになる。そして、中にある施設、設備等は、それは外部から見えぬといえぬわけでありまして、その点では周辺にどうこうという影響はないと思えますけれども、現実にはいろいろ設備、施設等がそのまま堂々と存置をしておるということでは、どうもこの規制法は少し手ぬるいのではないかと、国民の側からの批判というものはあるだろうと思っております。そういう点で御意見を伺っているわけですが、その点は、今後どのように具体的に御考えになるわけですか。

○本庄政府委員 いわゆるいかがわしい設備、これはいろいろあるわけでごさいます。単に抽象的にいかがわしいというだけでは、はたして法律をもって禁止すべきものであるのか、そうでないのか、その辺の区別がなかなかむずかしいわけでありまして、先生がおっしゃいましたように、いわゆるいかがわしいものであっても、個室の中で隠密のうちに用供せられるという場合は、いわゆる善良の風俗を害するとは必ずしも認められない、つまり、法律をもって規制する必要のないというものもありましょうし、中には、ものによりましては、法律をもって規制をしなければならぬものもあるかと思えます。こういうたものにつきましては、あらゆる角度から十分吟味いたしまして、振り分けをして、そういう設備、施設というものがあれば、それに対する措置は必

要であろうかと思えます。

その措置の方法といたしましては、行政指導ということも考えられますが、最終担保としては法律的な手続が必要にならう。その場合の方法といたしまして、現に存する旅館業法の規定に基づいて所要の制限をする。そのために、私たちのほうでも十分検討をしつつ、厚生省と協議をして、政府として一体的な法律の改正と申しますか、手続をするように最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

○山口(鶴)委員 じゃ、次のことをお尋ねしたいと思うのですが、先日「マンモス書類送検」ということで「日活映画会社の堀雅彦社長をはじめ、映画俳優、映画館支配人、それに映画審査員など計九十五名をいせつ岡西公衆陳列罪などの容疑で書類送検する」ということが報道されておりました。どのような状況でありましたのか、私もつまづかには知りませんが、やはり、戦前検閲というよりなものがあつた、わが国の憲法の規定等もありまして、警察が、文書、図画等を検閲をするというところはできるだけ避けるべきではないか。ただ、善良な風俗を守るといふ意味で自主的な規制というものが当然必要であるという立場で映画というものを設置をされておると思うのであります。この映画の委員を取り調べ、これを書類送検するということは問題ではないだろうかというふうに思っています。映画自体が反省をして、その運営についていろいろ改善を加えていくということは必要でありましょうが、自主規制の機関である映画を八年越しの執念を持って調べて送検をするというようなことは行き過ぎではないかという感じがするのであります。この点はいかがでございますか。

○本庄政府委員 映画の審査委員を被疑者として書類送検をしたことは妥当ではないのではないかと御質問でございますが、この映画につきましては、映画の自主規制機関として長年にわたって果たしてきた機能あるいは実績といえますか、そういうことについては高く評価されるべきものがあろうかと思えます。しかしながら、この数年を見ますと、刑法の百七十五条ですが、この該当すると思われるものが幾つか出ておるわけでありまして、その取り締まりを受けるつど、当時の国家公安委員長からも警告をいたしておりました。また、その後、第一線である警察の幹部からも、警告というか、話し合いと申しますか、あるいは注意喚起と申しますか、いろいろそういう接触をやっておるわけでごさいます。その間自主規制というものがかなり効果的に行なわれておるといふことは事実でございますが、やはり、ときどきはそういうつたわけに該当するものがあつておるといふので、ことしになりました二件、二回ですが、取り締まりをやつたわけでごさいます。いろいろ捜査をいたしました結果、この映画の審査委員についても一応共犯の容疑があるというところで、調べをして、送致をしたわけでごさいます。なるべくならば自主規制というものが望ましいというところは、もう先生仰せのとおりでございますが、一定の限度を越えまして場合には、法律に従つた措置をとるということもやむを得ない場合があるということをお断り承願したいと思います。

○山口(鶴)委員 先日、自民党の綿貫委員が、この問題について、直接ではありませんが、最近の世界の傾向等に触れまして御質問をしておられました。映画維持委員会の岡田委員長が言われておりますように「警視庁の直接介入は絶対によくない。しかし、映画の審査基準もこれまでより、細部にわたる規程改定をし、きびしくしたのを機会に世論の幅広い理解と支持を得て映画の権威を高めていきたい」という趣旨で運営されることが望ましいのではないかと私は思っています。最近の映画の傾向が悪いから、直接介入といいますが、捜査もやつて、ショック療法でショックを与えなければどうもいかぬというふうなおつてもあつたのかどうか私は知りませんが、そういうことは何も捜査をするという方式をとらなくても、各官庁と映画との間の話し合いというこ

とも十分できると思うわけでありまして、そういう中で、あくまでも自主規制の形で、そして、好ましい運営をやつてもらうというところで足りるのではないかと私は思うのです。そういうことではとてもだめなんだ、やはり捜査もやつて、マンモス書類送検もしなければいかぬのだというおつもりでやられたのかどうか知りませんが、そういうことをする以前に、もっとよりよい解決の方法があつたのではないかと。そうでないと、検閲の復活だといふような批判を受けることになりはしないかと思うのでありますが、この点、長官、いかがですか。

○後藤田政府委員 私どもは、検閲をやるとか、検閲的なものの考え方では対処するということよりは、いささかございませぬ。映画の自主的な活動によつて善良な社会の風俗が維持せられるということが何よりも肝心である、かように考えております。したがつて、映画自身も、社会的な使命というものを十分お考えになつて、善良な社会風俗を維持するという観点から、一般の社会道徳上、節度として守らなければならぬと思われる点を十分お考えになつて審査をしていただきたいと思ひます。

いま本庄君から答弁いたしましたように、警視庁としても、こういうものの捜査権といふことが、いきなりそれを発動したわけではないので、勧告なり注意なりは事前に十分しておるわけですが、しかしながら、いかにせん守られない。私は、こういった取り締まりは、与える影響等から見て、事柄はきわめて重大であるということ、私自身映画は見ましたが、ああいうものが堂々と映画を通るといふことであるならば、映画は自主規制機関であるといふものの、自主機関としての役割を一体ほんとうに完全に果たしておるかどうかが、非常に疑問を私は持つたわけでありまして、したがつて、私自身警視庁の防犯部長に取り締まりをやつてよろしいということを申しました。何といつても私が許されないと申すのは、今日の節度のない商業主義によつて、善良な風俗が

非常に犠牲になっておるのではないのかということ、いま一つは、あの映画を見て、この映画に出演してゐる俳優諸君の権利は商業主義の犠牲になっておるのではないかと、こういうこととはとうてい許されぬということ、あえて強制的な処置といふが、警察権の発動をするといふこともやむを得ないという決心をきめたような次第でございます。

したがって、私もとしては、望むらくはやはり自主規制でありたい。そこで、映画御自身もいろいろお考えになったのでしよう。その後内々の警視庁等との話し合いもあつたようですが、新聞等に出ておりますように、審査基準というものが御変更になつたようでございます。したがって、今回変更になつた新しい基準で、節度のある自主的な審査ということが行なわれることを強く私は期待をいたしております。捜査権をどんどん発動するといったような考え方は決して持つていないのだということを申し上げておきたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 いまの長官の御答弁の中で、ちよつと奇異に感じた面があるのです。というのは、都の防犯部長ですかに對して、これは取り締まつてよろしいと指示したというふうなお話がありました。警察法のたてまえから言へば、第十六条に「警察庁長官は、警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する」とあるが、この場合は、直接都道府県警察の職員に對して指揮監督するのではなくて、あくまでも当該都道府県警察本部の部長を通じて指揮監督するものと私は考へておつたのですが、一々長官が都道府県警察の職員に對して、こうせい、ああせいと指揮監督をおやりになるのですか。

○後藤田政府委員 だいたい形式的、法律的な御議論でございますが、もちろん、法律的には本部長を通じてやるというのがたてまえでございます。また、この種の事件は本来地方的な問題でございますので、私どもがこれこれ言ふということは、よほどのことではなければ申しません。ただ、問題

が表現の自由に関連するもので、しかも、これは一警視庁の問題ではない。こういう取り締まりをやるとなれば他府県へも当然影響があるということ、私どもは警察法第五条による調整権ということではあるが、指示をいたしております。本件の場合も、總監に私は連絡をして、こういうことを取り締まりをやるといふ話を聞いておるが、自分に事前にひとつ見せてもらいたいということ、警視庁の映写室で私はそれを見て、そして部長にこれはいいということをお願いした。部長は当然總監にそのことを報告してやつておるわけでございませう。別段、私自身、今回の法律を犯したというつもりはさらさらございません。

○山口(鶴)委員 警察法第五条を拝見いたしますと、十三に「前号に掲げるものの外、警察行政に関する調整に関すること」というのがあります。で、これでおやりになつたというお話であります。が、私は、それが違法だとかどうかというこまかい議論をしようとは思ひなかつた。とにかく都道府県警察について一警視庁だつてこれは自治体警察ですよ。その自治体警察がおやりになることについて、長官が、警視總監あるいは本部長を通じてではなくて、一々具体的な御指示をするということ、それは、それが違法かどうかということではないが、そういうことを頻発をされることはどうかと思ひます。やはりこれは、都道府県警察本部部長を通じて長官が指揮監督をするというたてまえを堅持していただきたいという趣旨で申し上げておるわけであります。

議運の委員長から用があるというので、このあとさらにお尋ねをしようと思つたのであります。が、割愛をいたしました。最後のお尋ねをいたしたいと思ひます。

この法律を拝見いたしますと、「一年間は、当該施設を用いて営むモーテル営業については、適用しない」ということでありまして、一年たてば車庫と個室が連結をしてあるモーテルについてはいかぬということになるわけですね。その場合、実は業者からたくさん請願書をいただいております。

す。まあ、この請願書は私も決して賛成ではあ

りませんが、ただ、ここで、特にこの請願書の内容で聞くべき意見ありとするならば「われわれが職業選択の自由にとり、やつとの思いで資金を捻出し、多額の資金を投資してつくり上げたモーテルが、全く予期しないような法改正によつて一瞬のうちに営業ができなくなり、右投下資本の回収もできないまま財産を失ふ」ということは、関係者多数の死活問題にもつながら、業者は期待を裏切られて、多大の負債を背負う結果となりませう。法律によつてこういう施設はいかぬということになつて、少なくとも一年たてばいかぬということになれば、他に転業するなり、あるいは施設を改造するなり、法律が禁止をしてゐる個室と車庫とが連結してゐる施設を改造して、車庫と個室を分離するなり、あるいは、転業するなりあるいは改造するなりということについて、ずいぶんもうけておつて、資金も潤沢にあるといふ人は何も心配する必要はないと思ひます。けれども、建てたばかりで、たまたまその施設が法律にひつかかる施設であつて、一年のうちに改造するなり転業しなければならぬという事態が起きたときは、せめてこの改造なり転業の資金ぐらひは、法律で規制するわけでありませうから、考へてやらねばいかぬのではないだらうかというぐらひの気持ちには実は持つのであります。

そこで、大蔵省の特別金融課長さんが見えでありますが、この点についてはいかがですか。どうもよろしくお考えでありますか。お聞かせをいただきたいと思ひます。

○北田説明員 モーテル等の改造資金ないしは転業のための資金の融資についての御質問でございますが、現在、政府関係金融機関の一つといたしまして、環境衛生金融公庫というのがございます。同公庫は、中小企業に属します環境衛生関係営業につきまして、その衛生水準の向上をはかり、近代化を促進するために必要な施設の整備資

金の融資をいたすことになっておりまして、旅館業につきましても融資の対象になることになっておるわけでございます。

ただ、営業の実態等からいたしまして、社会的な批判を受けるおそれのあるような営業のものにつきましては融資の対象にいたさないということから、モーテル等につきましては、融資の対象にしないことにしておるわけでございませう。したが、いまして、このモーテルを改造いたしました、その結果、従来の実態とすっかり変わりました、その結果、従来の実態とすつかり変わりました、社会的批判を受けるおそれのない健全な営業になるという場合には、これは通常の改造資金は融資をし得るということになつておるわけでございませう。あるいは、その他の事業に転業する場合につきましても、その事業として適正なものであれば、もちろん融資の対象にして得るわけでございませう。ただ、実際に融資をするかどうかは、個々の申請を受けました場合に、公庫が実態に即して判断をするということにならうかと思ひます。

○山口(鶴)委員 法律でこういう形式のものはいけないうことになつたわけでありませうから、法律で禁止されない施設に、そういう意味では風俗を害しない施設に、害しないといつても、一〇〇〇害しないといふわけにはいかぬだらうと思ひますが、法律に禁止されてゐない施設に改造するところが、非常に同様のケースに当たつてみたところでは、法律によつてやむなく改造するといふ点も考慮されて、配慮ある措置をとつていただけたらよろしいのではないかと、趣旨からお尋ねを申し上げたわけでありまして、そういう趣旨をくんで配慮をしていただけたらまあいふのではないだらうかという気持ちであること、最後に申し上げまして、質問を終わりたいと思ひます。

○塩川委員長代理 午後一時に再開することとし、この際暫時休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時七分開議

○堀川委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長所用のため出席がおりますので、委員長の指定により、理事の私が委員長の職務を行います。

質疑を続行いたします。和田一郎君。

○和田(一)委員 質問をいたします。

各委員の方の御質問がございまして、重複する点があると思いますが、ひとつ明快なる御答弁をお願いいたします。

まず、今回の風俗営業等取締法の一部改正、これはモーター法案という名称を使わしていただきますけれども、少年等の教育等にも思わしくない、または社会環境等にも思わしくないという点で、この規制が出てきたわけでありまして、これはわかつていことですけれども、文教地区であるとか、または住宅地区であるとか、そういう風致地区からなせそれを除くのか、その理由をひとつ教えていただきたい。

○本庄政府委員 簡単に申し上げますと、いわゆるモーターというものがあちらこちらにできてきて、それが一つ、二つならず、一年間に何百とふえてきておるわけです。そういうモーターというのが、本来の意味である自動車旅行者が泊まるモーターではなくして、いわゆる性の享樂場所と申しますが、そういう形でのモーターがどんどんふえてきている。したがって、そういうものができてくることによって、その地域の清浄な風俗環境が害されてきておるといふ状況があらわにあらわれてきておるわけがございまして、そのいわゆる性の享樂というものが悪いことか、法律的な評価はどうかというより理論上の問題は別といたしまして、そういう意味のモーターができてくることによりまして、いまでも申しました清浄な風俗環境がそこなわれてきておるといふことにつきまして、その地域社会の善良なる住民の方々から好ましくないという声が——この好ましくないとい

うのは、一般的な風俗的な観点からの好ましくないという意味、あるいは青少年の教育という観点からの好ましくないという意味、あるいは、中には、モーターの秘匿性というもののからして、性関係の犯罪もばつばつふえてきており、そういう意味での好ましくないという声もあつて、いづれにいたしましても、そういういろいろな意味での好ましくないという住民の素朴な声というものがだんだん盛り上がりつてまいりまして、何とか措置をしなければならぬ、措置をしてもいいという具体的な運動あるいは陳情というものがあつてまいりつたわけがございまして、私たちも、そういう世論というものを察して、これはやはり各地域社会の人々のいわゆる自主規制、良識にまかしておこうということではいけない、国として何らかの所要の措置をとる必要があるという点で、直接には都道府県の条例で、自主規制という形で今回処置をとることを考えたわけがございまして、そういう過程を経まして、今回のような規制を行なうという趣旨でござい

○和田(一)委員 清浄な風俗がこわされるから好ましくないといふことですが、その好ましくないといふ、いろいろな具体的な事例があるかと思ひますけれども、こういうことが好ましくないといふ例を二、三並べていただきたい。ただモーターがあるから好ましくないといふことじゃないと思ひますね。いわゆる社会環境に何らかの影響があるから好ましくないわけですね。だから、どの程度のものが好ましくないのかということを書いていただきたい。

○本庄政府委員 具体的にお答えするのは非常にむづかしい御質問だと思ひます。好ましくないといふ抽象的な表現であります。実は具体的に何か事例がないか、こういうことだろうと思ひますが、先ほど申しましたように、モーターというのが性の享樂場所にもつぱら用いられているのが実態であることは御案内のとおりでございまして、その性の享樂場所といつたような場合に、正

常なる性関係、あるいは正常でない性関係、いろいろあると思ひますが、いわゆるいかにわしい性の享樂場所というふうに、大部分がそういう形で利用されておるといふのが実態に近いようでありまして、また、社会一般としてもそういうところを方としておる。ですから、構造、外見あるいは看板といったようなもの、あるいはそこへ出入りする人間、車というものの状況、そういうモーターに関連するいろいろな要素を総合いたしました、その周辺のオートモスフェアというものが乱れておるといふのが率直な実情ではなからうかと思ひます。したがって、そのどれか一つ一つをつかまえてみて、それじゃ看板だけ規制すればいいじゃないかと、あるいは出入りする人について何か手を打てばいいじゃないかといふふうにして、一つ一つ分析して考えることは妥当でないと思ひまして、いま申しましたような幾つか——幾つかというよりも、多数の要素が総合されて一つの特殊なオートモスフェアというものをかもし出して、その実態を率直に認識をして、それに対する手当てをしていくということだと思ひます。そういうアトモスフェアが出てくる一番根源になるものは何かと申しますと、これはやはり現今のモーターの秘匿性という要素が一番根源ではなからうか。それが原因となりまして、幾つかの好ましくない要素が出てきておる。

説明としては非常に不十分であるかもしれませんが、問題が問題でございまして、その程度でひとつ御推察をお願いしたいと思ひます。

○和田(一)委員 理論的な理由としてはわかりませんが、おっしゃったことは、性の享樂場所である、不健全なセックスの場所を提供している、こういうことではございませぬ。それじゃ、またには生まれたばかりの子供から、十代、二十代、三十代、四十代、果ては八十代、九十代までいらつしやいますか、どの辺の層に悪影響を及ぼすのか、これが問題だと思ひますが、その点、どうなんですか。九十歳のおじいさんに及ぼすかどうかという

ことも問題です。

○本庄政府委員 九十歳のおじいさんにどうこうということになりますと、これは特殊な例であらうと思ひますが、やはり、一般的には、成熟期にある少年、青年からある程度の成人。いわゆる老年といふ人々にとつてどうかということになりますと、これは同じ年齢でも、人によりましていろいろの差がございまして、一がいかに幾つぐらいということとは言えないと思ひますが、そういう年齢層でどうかということよりも、早い話が、一、二歳、三歳、子供もおとうさんも、あるいはおばあさんと一緒にどこかへレクリエーションに行つた、ところが、変なことがあつたモーターが林立しておるといふ場合、そのことは、おばあさんとして特別な影響は受けないと思ひますが、しかしながら、子供に、あのモーターって一体なに、あれ、変なところだねと聞かれた場合に返事に困る。そういうようなことは健全なレクリエーションでかりに一家六人がそろつて行つたという場合に、理屈は別として、決して愉快なことじゃないと思ひます。それは一家の団らんのためにはよくない。これはある意味においては、一つの社会問題であると言へば大げさであるかもしれませんが、ある意味での公共の福祉につながる問題ではなからうか、かように判断いたしております。

○和田(一)委員 よくわかりました。成熟期にある青少年に対して悪影響を及ぼす。それから、一家団らんの円満な家庭をこわす。とにかく、青少年に対する影響が強いといふことはわかりました。これは保安部長の御意見でございすけれども、それじゃ後藤田警察庁長官はどういう御意見でございすしょうか。そういう一連のものに対して、ですね。

○後藤田政府委員 いま本庄部長からのお答えをいたしたとおりだと考えております。

○和田(一)委員 私は何もこのモーター法案に対して反対の立場をとつてやつておるわけじゃないのです。いろいろな問題に波及しますので、もう少し詰めて議論しているわけですが、中村国家公安委員長、いまいらつしやなかつたもの

しく言いますと、これは一言で言えば、性行為非公開の原則ではなからうかと思えます。したがって、いま先生がおっしゃいましたような、映画館という特定の施設の中で見せておるのだ、広場や堂々と公開しているのではないのだという、そういう見方もあるいはあるかもしれませんが、金を出せばだれでも自由に見られるという意味において、これは公開されている。看板の場合はもちろん外でございますから、これは当然公開されておるわけであります。そういうた性行為非公開の原則にもとるようなものは、やはり看板としても除去すべきであらう。しかし、その性行為非公開の原則を破る程度には至っていないというものについて、まあさほどでもない。説明としてはきわめて不十分かもしれませんが、原則的にはそういうことではなからうかと思えます。

○和田(二)委員　文部省の青少年教育課長さんのほうの御意見はいかがですか。いまもいろいろな話が出てまいりましたけれども、人に羞恥心を与

えるとか、どうのこうのということについてですね。六歳、七歳から、小学校、中学校の子供たちと、だんだん大きくなってくるにつれて、男女の性器の違い等がわかってくる。だんだんもの心がつくといひますか、そのときに、学校の行き帰りに、男女の裸の写真が、おとなが見れば性行為を連想させるような、そういう写真がはつきりと張つてある。しかも、その題名にはどぎつい題名がついてゐる、それは女子高校生が宛充しているというよりなことを明らかにうたつてゐる題名もあるし、それから、こういうことをこの委員会で、国会で言つていいかどうか私にはわかりませんけれども、ひとつ聞いてもらいたいのですけれども、電車の中から見たものですが、大きな看板ですよ。それが、女性が前かがみになつていて、そしていゝわゆる一

番下のもですね。これにうしろから男の手がのびて、半分脱げかかっているところがはつきり見えるのです。これはおとなが見ればわかりますよ。しかし、青少年に対してモデルをきびしく禁止しようというこの国の姿勢が、ああいう看板は

何ともお思いにならないのかと思うのですがね。国家公安委員長なんかごらんになって、御自分のお孫さんなんかにああいうものを見せられますからね。モーターばかり禁止しても、モーターばかりやっても、それこそ、モーター業者の方々がこれでもたうんと金がかかることになるのですよ。その辺の見解というものがどうもあまいだと思はるのです。ですから、いま文部省の方にお聞きしたのですから、ひとつそちらのほうから御意見を伺いたいと思います。

○川崎(繁)説明員 いま先生御指摘のように、特に絵看板の問題につきましては、事青少年に関する限り、私も、青少年に与える影響ははなはだ大きいと思っております。いまお話の中にもございまして、発達過程にあります青少年、一人前になるまでの青少年の生活の中にしばしばそういう情景が目に入るといふ環境は、これは決して好ましいものとは思っておりません。したがって、これは各都道府県におきまして、関係機関が一体になりまして、あるいは団体も一体になりまして、関係業者への自粛を促したり、また必要調査をいたしましたり、社会環境の浄化というより形形でいろいろ努力されているところがございます。私も文部省といたしましては、こういう社会環境の中に青少年を健全に育成していくという立場からいろいろ施策をしておるわけでございます。

特に、先生御指摘のような児童生徒の問題につきましては、学校外における活動をもっと健全な形で展開できるように方策をとりたいということ、特に重点的に青少年教育施設の整備をはかっておりますし、さらにはまた、青少年の指導者、これはボランティアも含めてでございますが、そういう指導者の層を厚くするため養成でございますとか、あるいは研修でございますとかいふこともやり、さらにはまた、必要な青少年の団体活動助成のための事業をいろいろ補助もいたしておるわけでございます。

○和田(一)委員 いわゆるボルノブームで、青少年の非行化が大きく進んでいる。これは警察庁の

発表の文が新聞に載っているのを見たわけでございますけれども、いわゆる成人向けの映画は青少年は見られないわけですね。どこで見ているかわかりませんけれども、いずれにしても、映画館の中にいれればこれは見られますから、その部分でいせつであるか、またそうでないか、芸術作品であるか、それはそのほうの論議でいいと思うのですけれども、入ってからなら私は問題ないと思うのです。入る前に「十八歳未満は入場お断わり」とはつきり書いてあって、しかもばつとどきつく出ているのを——これは私が見たつてひどいなと思ひます。どうですかね、国家公安委員長、お孫さんに見せられますか。もしそういう映画があった場合、これは十八歳未満の人は入っちゃいけないんだよ、おまえたち見ちゃいけないよと言ひますか。

○中村国務大臣 私も、先般ボルノ映画を見てみたのですが、これは十八歳未満でない、良識を持ったおとなの世界でもひどいという考え方を持たさん持つと私は思うのです。特に、いまおっしゃるような文藝地区なんかは張つてあるきわめて露骨なボスターなどというものは、私は好ましくないと思ひます。ただ、最近是非常に規制がむずかしい。やはりその時代時代で、ああいうものを規制する一つの雰囲気というものは違ひがあり、規制することに協力あるいは共鳴する空気というものが非常に強い時代はそういうことがやりやすいと私は思ひますが、最近の情勢というものは、ああいうものを規制することが非常にむずかしい雰囲気があると思ひます。それで、その地域の個人団体とか、あるいは教育を援護するような団体とか、あるいは青少年等の自主的な団体の自発的な意向というものを世論化して、そういうものが文教地区なんかには張られないような一つの社会的な雰囲気をつくり上げるのがやはり必要じゃないかと思ひます。そういう意味で、あらゆる面に、そういう良風をはばむといひますか、犯罪等を醸成しやすいような空気がだんだん起こつてくることがみんなの力で防いでいかなければならぬ。

ぬ。そういうことを考えますときに、最近のモーターの蔓延状態というものは、やはり、国民の大多数によつて何とかしてこれを防がなければならぬ一つの力であると思ひます。いま御指摘になりますように、いろいろ問題もあるかと思ひますけれども、モーターというものを、できるだけ国民のひんしゆくするような姿でない形のものにしたい。一般の正常な旅館であれば、それが一軒、二軒あつてみてもこれほど環境に影響はないと思ひますが、想像されるようなモーターというやうなものが文教地区なんかはたくさんできてくるといふことは、これはもうその地域の人も許したい姿だと思ひます。そういう気持ちを受けて、やはりこれを規制しなければならぬ。さういふ観点からこの立法が出發したと考へております。私も全くそのとおりに考へております。

○和田(一)委員 性の解放というやうな問題で北欧がよく例にとられますが、ところがフリーセックスというのですか、ボルノグラフィであるとか、そういうものを売つてゐる店、そういう店が看板のあるところは、その国の人たちでさえも子供が近寄るといふところ、すなわち、だめだと言つておこるというのです。ですから、青少年にとつては、これはもうほんとに不健全なものであるか、これはもうほんとうに不健全なものであるか、そういうことは世界的な常識だと思ひます。そういうことはボルノ映画であるとかボルノグラフィについて私は論議しているわけじゃないのですが、それはその場でもつとつと論議してもらひ——また、そういう世界だけでやる分には私はいいと思ひますけれども、いま本庄さんがおっしゃつたやうに、青少年に与える影響が一番大きい、だからモーターも規制するんだというところは、確かにそれはさうかもわからない。しかし、ちまたには、モーターだけではなくて、さかきくらげの温泉マークもありますね。温泉マークの場合、あれはどうなんですか。いろいろあると思ひます。そういうことでこの問題を取り上げたわけですね。

それで、いま、公安委員長から規制はできないというお話がございましたけれども、それじゃ、そういう自粛を要請されたことがあるのかどうかという問題です。これは文部省にもお聞きしたいと思ひますが、警察庁には、四十七年度に三十七万二千円のボルノ対策費の予算がつてあるという話ですけれども、どういふところにお使いになるのかというところ。そういうこともひとつお聞きしたい。まず、文部省からひとつ……

○川崎(繁)説明員 いまの、何にどういふ形でという御質問についてですが、ちよつといふ資料を持ち合わせていないのでたいへん申しわけないと思ひますが、戦後この問題はいろいろ指摘をされました件でございますので、私もその記憶が残つております。特に、これは、青少年問題審議会におきまして、取り上げられたことがあると記憶いたしておりますし、各県におきまして、たとえばやはり総理府関係でございますが、青少年育成国民会議等で非常にこの問題を取り上げて、関係方面への自粛を要請したということを記憶いたしておるわけでありまして……

○本庄政府委員 予算は、これは、外国から輸入される文書の中でおいせつもの疑いがある文書が昨年あたりかなり入つてきておるわけでありまして、洋書でございますから、英語その他の外国語でございます。それは日本語に翻訳してみないといひせつであるかどうかかわからない。現に、昨年、翻訳してわいせつであると認定をして、東京あるいは大阪等で取り締まつた事例もございまして、本年もさらに多数入つてくるのではないかとこのことで予算をお願いした次第でございます。

○和田(一)委員 そうするとボルノ対策費というのは外資だけで、もともと日本語で書かれたものに対しては予算はないのですか。

○本庄政府委員 いまの予算は外国書の翻訳の費用でございます。日本のものにつきましては、日本語でございますから翻訳する必要がないので、翻訳謝金の要求はいたしておりません。

○和田(一)委員 では、話をもとへ戻しまして、この法律が通った場合には、モーターの経営者の方々は改装しなければならなくなってくるわけですね。そのときに、ワンガレージ・ワンルームの形式のものが規制の対象になる。そのほか、ガレージを一緒にしてしまったりするのは普通の旅館の形態になるわけですね。いまのものと比べると、大体どこでも、ワンルーム・ワンガレージの場合は、自動車が入ってしまつてシャッターは縮まるわけですね。金属性のシャッターの場合もあるし、または、シートのようなものを引き幕のような形で引くものもありますけれども、その場合に、ガレージの形態をなくしてしまつて、シャッターをなくしてしまつて、ただ下を物置きのような形にして、そこにたまたま自動車が入つたというふうな形になると思うのですが、そういう場合はどうなんですか。シャッターをとつてしまつた場合ですね。

○本庄政府委員 個室あるいは車庫の形態がいろいろ千差万別でございますので、これも具体的なものがあればお答えしやすいのですが、一般的なお答えとしては、先ほど申しましたように、今回対象としたしておりますのは秘匿性の高い施設でございますから、その車庫を改造して秘匿性がなくなるとか、あるいはきわめて薄くなるというふうな形のものになれば該当はしないということになっております。

○和田(一)委員 そうしますと、シャッターさえとつてしまえば規制の対象にならないということですか。

○本庄政府委員 必ずしも、一枚のシャッターさえとつてしまえばいいということにはならないと思ひます。

○和田(一)委員 もう一つは、よく説明を聞いた感じがしますと、帳場も通らないし、従業員と顔を会わすことができないようになっておるのですね。しかし、旅館業法から言えば、いわゆる帳場を通らなければならぬし、宿帳も備えつけなければならぬことになっておりますね。だから、帳場を通らないというのですから、こういう場合は、もともとからこれは旅館業法には違反していることじゃないですかね。その点はどうなんですか。

○本庄政府委員 四十五年度の法律改正によりまして帳場を設けることになっておりますから、そういういたわゆる帳場という施設を全く設けていない旅館は、モーターであろうとなかろうと、違反ということになるかと思うのです。正確に申しますと、宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。という規定がございますから、これを設けていないものにつきましては、旅館業法の違反ということになります。

○和田(一)委員 私、二、三軒モーターを視察させていたたいたのですが、いわゆるカウンタールームは一応つけてあるのですが、これはこれをつくっておかぬとまずいのでつけてありますと言つておられます。お客さんは自動車のままですぐ入つちやうわけですね。ですから、今度は、いわゆる規制の対象になつた以外のモーターでこういう形が出てきた場合はどうなるのですか。

○本庄政府委員 規制対象外とおっしゃいましたのは、つまり、規制されてない地域において、いわゆるモーターができておる、そうして宿泊者との面接に適する玄関、帳場その他これに類する設備を設けていない、あるいは形だけ設けていても、設けていないと法律上は認められないようなものを設けていないという場合は、これはやはり旅館業法の違反になるかと思ひます。

○和田(一)委員 もう一つは、自動車のキーを全部帳場へ預けて、そうしてワンガレージ・ワンルームのような形になる場合——現在ではキーはほとんどお客さんが自分で持つてゐるわけですが、それを全部帳場へ預けて、面通しをして、そうして宿帳をつけて、それからワンルーム・ワンガレージ形式のような形のところへ行く。こういう場合はどうなんですか。

○本庄政府委員 自動車のキーを預けるか預けないかというところは、この法律とは直接関係がございせん。

○和田(一)委員 わかりました。

いづれにいたしましても、青少年に与える影響というのはいささか大きいというところで、議論してまいりました。またその結論は出ておりませんが、あれども、特に文部省の方にお聞きしますが、あれども、特になつたことがあるでしようが、立て看板ですね。これは文部大臣がごらんになつたつて、おそろくあまりよくは思われなかつたと思うので、おそろく、子供たちがそういうものを見なければならぬ、しかも、子供たちがそういうものを見た場合にどういふ影響を受けているかという問題ですね。この点、子供たちがどういふ影響を受けているかという点についてはどうですかね。

○川崎(警)説明員 そういふ面からの、言うなれば、はつきりとしたデータというよりも、言つた分用意してない現状でございますが、私どもが、たとえば父兄などから話を聞き、あるいはまた、ときたま関係の先生方からお話を承つたりした範囲内で感じますことは、いまある御説明があらわしたように、そういうことが未成熟な子供たちの性的な感情というものを著しく誤つた形で刺激したり、あるいはまた、青年前期にある、特に中学生等のそういう感情に非常に大きい刺激を与えるというふうな形で、これはいろいろ困つた問題だということをお話を承つております。私どもも、こういう点については、十分今後考えまして、いろいろ対処していくことを考えております。

○和田(一)委員 サンケイ新聞が「コンピニョーター」〇〇〇人調査」といふのをやつていらつしやいます。二月十五日のサンケイ新聞によると、モーターの規制については、住民の方々が圧倒的な賛成をされている。しかも、「教育上よくない」といふ意見が八四％だといふことですね。ですから、モーターの規制については、確かに国民的な賛意を得ているわけなんです。モーターの規制に対して賛意を与えたという方は、そういういわゆるボルノが町に堂々に出てくることについて

ではやはり賛成はなさらないと私は思ひます。規制についてどういふ国民的な賛意が、潜在的ですけれどもあるのです。いろいろな雑誌を見たりしまして思ひますことは、あまりボルノのことをきつて言つと、時代おくれの感覚だといふような批判を受けるようなおそれもあるいはあるかも知れませんが、しかし、それはその世界ならば私はいちと思ひます。十八歳以上なら十八歳以上で、大いに論議してもらつたつていいと思ひますけれども、これをまたにあふれさせるということについては、これから大いにさらに力強く検討してもらひたい。特にこれは文部省にお願いしたいと思ひます。

最後に、いままでの質問を総括して申し上げますが、モーターの取り締まり強化については、八四名の人が、教育上確かに好ましくないといふこととで、圧倒的な賛成をされているわけですね。モーターだけではなくて、ほかのいわゆるちまたにはらんしているボルノブームについてもこのように方々の規制賛成があると思ひます。ボルノに賛成ではなくて、好ましくないといふ考え方が多いと思ひます。そういう点について、今後の考え方をひとつおっしゃつていただきたい。

○中村国務大臣 私は、文教地区なんかには、そういう看板等をかけていることは好ましくないと思ひますけれども、それかといつて、いまの情勢では、これを警察の力で取り除くというふうなことも非常にむずかしいかがあるかと思ひます。一つ、国民的な良識というものが強く働いて、そういうことをだんだんやらなくなるというふうな雰囲気をつくる必要があるかと思ひます。私は、ああいうきわめて露骨な看板、映画、そのほかのこと、青少年の肉體を非常にむしばんでいくような傾向にあるかと思ひます。いまの性の解放というのか、われわれのような明治生まれの者から考えると、とにかくルーズ過ぎるようなこの姿というもの、これは決して好ましい姿であるとは思ひません。ですから、あらゆる機会をとらえて、若い人たちがみないい方向に行くよう努力を

していく必要はあり、この努力は続けなければならぬと思っておりますが、先ほど言いましたように、公権力等でこれを規制するということは非常にむずかしいとございますので、われわれとしては、そういう一つの地域の世論といえますか、それによってそういうものができるだけ排除されるのが好ましいと思えます。私の個人的な考えとしては、これが法的な規制ができればけっこうなことだと思えますが、これはひとつ立法府で検討していただくことを期待しておるものであります。

○和田(一)委員 私、必ずしも、規制をしより、摘発しろというよりなことを議論しているわけではなくて、やはり、そういう世論を盛り上げる必要もあろうし、または、どんどんそういう良識に對しての呼びかけをすることも必要であらうと思ふのですが、先ほどの警察庁長官と山口先生との議論を聞いておりましたが、ポルノのことに對しての警察庁長官の御答弁があまりして聞いておりました。ああ、日本の良識はまだまだすばらしいなというふうに私は感じました。そういう面は、やはり一般人もすばらしい良識を持っているわけですから、そういうところへ訴えて、この辺で青少年を守っていくかなければならない。次の時代をにたっていくかわい子供たちをしっかりと守っていくところから守っていくような、そういう施策をお願いしたいと思ふわけなんですけれども、その点については御答弁はけっこうでございますから、以上で終わります。

○中村国務大臣 そのような方向で政治を進めてまいりたいと思っております。

○堀川委員 長代理 横山利秋君。

○横山委員 いまの質疑応答を聞いておりました、私の感想をまじえながら少し政府側と議論をしてみたい。決して完ぺきな答を聞こうというのではなくて、私もまだ完ぺきではありませんが、少し議論をしてみたいと思えますから、ひとつ、そのつど自由にものを言ってもらいたい。いまのような社会現象——特に、いまポルノ映

面が出てくるんですけれども、これが二十年前にありあけものが突如として出てきたら、もうびっくりきょうてん、世の中がひっくり返ってしまふ。二十年前にああいうものができたなら、警察は何をしておるかといつてどなたやうがおるかもしれぬが、それが時世時節の移り変わりと同じで、何とかならぬのかねという御質問のようです。これがもう十年たつたら一体どういふことになるだらうかといふことを私は考えるのです。そういうことを大臣も長官もどうお考えなんでありましようか。あるべき姿といふものは一体どういふものなのか、あるべき判断の基礎といふものは一体どういふものなのか、われわれは一体何を判断の基礎として議論をすべきかといふことをちよつと思ふのですが、判断の基礎といふのは、いまはある。しかし、それはきのうとは違ふ。あすでも違ふのじゃないかと私は思ふのです。先ほど中村さんは、いまの状況についてはまことに残念だとおっしゃいましたが、あしたもおっしゃるでしようか。あさつてもおっしゃるでしようか。一生あなたはおっしゃるでしようか。生涯明治の人間として通しますか。

○中村国務大臣 私は、この傾向がやはりいろいろな弊害を出しておると思ふのです。これは一つの例でございますが、私が昭和四十二年に運輸大臣をしておるときのごときですが、時の厚生大臣が、ある女子高等学校の身体検査の結果、二〇％が花柳病を持っておる者であつたといふことを報告したのであります。横におつた大臣が、それはマル一つ間違えていないか、二〇％の間違いじゃないのかと言いましたら、そうじゃない、二〇％であると言ふのです。そして、その他の地方の例も名前を出して申し上げておりましたが、名前を出して申し上げることはばかりですが、一六％、一七％といふのはざらであると言ふのです。その話を聞いて佐藤さんがびくつきして、それは特別の対策を早急にやれといふことを言われたことを私は記憶しておりますが、こういふふうに日本の若い人たちの肉体がむしばまれていっておるといふよう

なことは、一般の人は気づかないのではないかと思ふのですが、そういうものは、こういう風潮からかもし出された弊害の一つではないかと私は思ふのです。そして、こういう傾向の場合には性犯罪等はだんだんふえる傾向にいくことは間違いないと思ふのです。だから、まず、性の解放といふものがはたして文明の姿であるのかどうかといふことは非常にむずかしいことでありましようけれども、少なくとも、いまのわれわれが良識のある社会生活を続けていて、国民がみんな平和な生活をして生活が続いていくといふ一つのたてまえを考えますときに、長い間に定着してきた性に対する一つの考え方といふものはあると思ふのです。そういうものをまだわれわれは基本にして、そして、国民大部分の人が良風であると言ふ美俗であると言ふ線を守りながら行くといふことが必要ではないかと思ふのです。これは、横山委員が御指摘になりますような遠大にものを考えたときに、私がいま考えておるようなことが二十年先に通るか通らぬかわかりませんが、しかし、私は、この性の秘匿性といふものは、ずっと何百年も前から、あるいは何千年も前から人間の負ってきた一つの風じゃないかと思ふのです。非常に文明のおくれている、裸で生活しておるような民族の中にも、前のほうはちよつと木の葉のようなもので隠すといふ風習がある。そういうことがだんだん進んできて今日では、やはりみんな隠す形になってきています。

それから、性行為といふよりなものは公衆の前ではやつてならぬ、やらぬほうがいいといふことになっておるといふこともありますので、現時点でこの問題はとらえて処理していくべきじゃないか。そういうことを考えますと、やはりものには限界があるんじゃないか、そして、その限界を守つていくといふことのひとつが今度のモーターなんかの規制の法律になっておると、かように考えております。

○横山委員 私は、中村さんは近代的な政治家だと思つておるのですが、いまはお立場がお立場か

もしれませんけれども、とにかく、明治生まれの人間で、現在の性道徳なり、性に対する状況なり、あらゆるものが一切なつておらぬ、慨嘆にたえぬといふことで生涯を終わられることはあるまいと思ふのですけれども、いま——きょう現在と言つたほうが正確かもしれないが、きょう現在のポルノ映画なりモーターはけしからぬ、この状況判断においてはこうせざるを得ないと言ふのが正確なではありませんまいか。

そこで、あなたは、神代以来わが国においては性の一定の定着した概念があると思われとおっしゃるのですが、それがあつたら、一ぺん聞かしてもらいたいと思ふのです。一夫一婦制のことでもおっしゃるつもりかどうか知りませんけれども、何か定着した概念があるなら、一ぺん参考のために聞かしてもらいたい。私も実のところを言つと、このポルノに對するものの方について苦しんでおるのです。私も革新政界としても、これはいかにあるべきかという原理については苦しんでおるのです。ただ言えることはこういふことだろつと思ふ。この限界といふものは動く、良識も社会に従つて動く、それから取り締まりの限界も社会に従つて動く、そういうふうに流動的に問題をとらえなければ困る、いつまでもたつても昔のようないことを言つておつたのでは動く、というのが一つの私の考え方なんです、この考え方といふのはあなたの方のお考え方とは違ひがあるでしようか。

○中村国務大臣 私、やはりないと思ひます。私も、こゝろが違つておつたかもしませんが、あなたの考え方と同じようなことだと思ひます。私は、やはり、自分が心から賛成できるようなことといふものがこういふものの一つののり、基準ではないかと思ふのです。自分の娘がだれの子供かわからぬようなものを自由に生み散らかすといふような形が自分ではたして認められるかどうか。これはやはり皆さんも認められないと思ふ。そういうところから一つの基準といふものが生まれてくるんじゃないか。そういうことを考えまし

きましては、私は、それ相応に高く評価すべきものがあろうと思ひます。業界の自主規制という原則を貫いていくという一つの方法として映倫というものが設けられて、それが審査基準というものをつくつて、それに基づいて審査をしてきた、その実績というものは、それ相応にやはり評価すべきものであると思ひます。しかしながら、現実に市中に公開されてまいります映画の中には、残念ながら、現実の刑罰法規に触れると認められるものがときどき出てくるわけでございまして、そういったものにつきましては所要の取り締まりを行ないまして、取り締まりを行なったときに、当時の国家公安委員長あるいは第一線の都道府県警察から、警告あるいは注意喚起、平たく言えば話し合いということをやっておるわけでありまして、したがって、映倫の審査というものはおおむね十分機能を果たしておるわけでございまして、しかし、必ずしも完全に果たしておるとは言えない。世論から見ても、また、私たち警察当局から見ても、これは明らかに既存の法令に触れるものであるというものがあつた以上は、所要の取り締まりを行なわざるを得ない。そして、先生も御案内のように「黒い雪」の判決だつたと思ひますが、映倫の審査をパスしたということがいふことでないということに必ずしも直接結びつくものではないというふうな判断も示されております。先般、警視庁においていせつ映画についての取り締まりを行ないましたが、これらにつきましても、慎重に資料を検討いたしまして、取り締まりをやる必要があると認定をして取り締まりを実施したという次第でございまして、映倫というものを無視するとか、あるいは頭越しであるとか、決してそういった考え方はございせん。今後、映倫が健全な良識の上に立って、一定の合理的な審査基準を設けて、その基準に基づいて厳正な審査をされる、そして、社会的な使命を十分達成されるということを心から希望し、かつ期待をいたしておる次第でございます。

○横山委員 私に聞いておるところ、積極的な

理由は何かということについて端的に伺いたいのであります。どこがいけなかつたか。

○本庄政府委員 いま私が少し長く申しましたが、その表現の中に、一部積極的な理由が出ておるわけでございまして。と申しますのは、先ほどから申しましたように、既存の、現行の法令に明らかに触れると思われるいわゆるいせつ映画、これを取り締まった際に、映倫には必ず、警告といひますか、注意喚起といひますか、そういったことをやっております。書面でもやっております場合もございまして、あるいは口頭の場合もあつたと思ひます。また、取り締まりを実施せずに、最近の傾向としていかがであらうか、もう少し検討する必要があるのではなからうかという形で、やわらかい相談といひますか、注意を促すといひますか、そういうこともやっております。これは、そのときそのときの状況に応じて所要の措置をとつておるわけでございまして、それにもかかわらず、先般の日活映画につきましては、明らかに既存の法令に該当するといふよりも、あまりにもひどいといふ実態であつた。そこで積極的な取り締まりをやつた、こういうことです。

○横山委員 明らかに現在の法律に触れるということなら、抽象的なことならだれだってわかっているのですが、どういふところが明らかに触れるのかといふことを具体的に言つてもらわぬとちつともわからぬ。映倫規程の中に「一般にいんべいすべき習慣として認められる事からの描写や顧客の嫌悪を誘ふような下品な描写を避ける。特に次の事項には充分注意する。①裸体、着脱衣、身体露出及びそれらによる舞踊。②全裸。③淫俗。④性器。⑤排泄行為」とある。これは映倫規程第六項の「性及び風俗」からんでありますが、どういふところが明らかに触れるということがあなたの言うようにはつきりわかつておるなら、これは映倫に持ち込まないと思はるのです。明らかに法律に触れるか触れないかという点について争いがあるのではないかといふところなんです。

それからもう一つ、一般的に言えることは、外国映画と日本映画とを区別して、そういう同じ描写に於いても、外国映画については、つまり私が推察するところによりますと、直接観近感といひますか、日常の実感といふものから映倫的な感覚が違ふから、外国の映画は同じ場面であつてもいいけれども、日本の場合はいかにぬといふことを言われるが、それはそうか。それから、同じものであつても、税関のやり方と警察のやり方とはまた違ふと言われるが、それはどうなのかといふ点を聞かしてもらいたい。

○本庄政府委員 具体的にわけをいふと、さういふことが結局問題になるわけでございまして、法律そのものには、先生御案内のように、はつきりした規定があるわけでございまして、その法律に該当するかどうか。つまり、いせつ性の判断ですが、法律の解釈ということになるわけでございまして、これも先生御案内のように、私たちとしては、最終的には裁判所の見解、判例を基準とするといふことにならうかと思ひます。現在のところは「徒らに性慾を興奮又は刺激せしめ且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義觀念に反するもの」といふ、抽象的ではありますが、かなり具体的な一つの基準といふものが示されておるわけでございまして、当該映画を見ました場合に、たとえばは全裸に近いようないわゆるベッドシーン、その他これらに類するような場面が数々出てくる場合、これは要するに、裸であるとかないとか、単にそういう静止的な状態のみならず、その動作、アクションの形態あるいは国民性といったような、さういふすべての場面の状況といふものを総合して、いま申し上げました裁判所の基準に該当するかどうかということ判断するわけでございまして。映倫の審査基準を私にいまちょっと持っておりますので、具体的に御指摘できませんが、映倫の審査基準にも明らかに触れると思われる場面は数々あつたように記憶いたしております。

○横山委員 映倫がいいと言つた。しかし、警察

がいかにぬと言つた。そして警察は製作関係の人を起訴したわけですね。いいと言つた映倫はどういうことになりませうか。

○本庄政府委員 映倫につきましては、映倫の――映倫と言つても、管理委員、審査員とあるわけですが、現実に審査に従事した審査員につきましては、補助といふことで立件をいたしております。

○横山委員 補助といふのは、世間常識から言つて、たいへんおかしいと思ひます。補助といふのは、それをやれやれといふのが補助であり、一般常識です。専門家がさうではないと言つたつて、一般的には、補助といふのはやれやれといふことです。映画の場合、映倫が一つのしきの御旗になつてゐるんです。だから世間は、ごく素朴に、常識的に、おかしいと言ひます。映倫がいといふ言つたではないか、映倫さんがいいと言つたからやつたんだ、ところが、それをつくつた人間だけがばかを見て、映倫は補助であつたといふところだ、そんなおかしいことがあつたかと言ひまして、警察庁としては、警視庁としてもさうでありますが、映倫があんなにおつたから、まあつくつたやつが悪いといふことにしておけ――映倫も今度あなたのおつたようにやつていかんならぬが、映倫がまづ向からいかにぬと言ひわけにもいきまい、こつ言つてゐる。ところが、映倫のほうには自分たちのメンツといふものがありますから、また正面から、それじゃけんか売らるなら買つてやろうといふような状況になつてゐると思ひます。

いまのあなたのおつたのは、要するに、一つ一つの場面ではなくて、総合的に判断して、いふようにおつたわけですね。一つ一つの場面も問題なんですか。(本庄政府委員「はい」と呼ぶ)さうですか。一つ一つの場面も問題であり、かつ、総合的に判断して、いふことになると、一つ一つの場面にもあつても、全く性器と性器が触れ合つておるといふ場面はないのですから、やはり、これは人によつて感覚が違ふんじゃない

ですか。いわんや、総合的ということになりますと、ますます感覚的に人によって判断が違ふというように私は思われる。こういうような問題であり、かつ、きわめて流動的な、十年前と、二十年間と、十年後と非常に違う問題について、警察というところが、言うならば断の一字だということになるんです。そういう断の一字をあえて行なわなければならなかったという積極的な理由がどうしても納得ができないのです。基本的に納得できない。まあ、預門の一針で、とにかくやってもあまり効果はないけれども、この際やってみようという軽い意味でやったらすれば、少し軽率ではないのか。これが信念で、基本方針で、最高首脳部の決断を仰いでやったらというなら、その最高首脳部の決断というものは、一体どういう長期展望に立ってやっておるのかということを伺いたい。

○本庄政府委員 私たち警察は、これは取り締まり当局でございまして、政策を決定する当局ではございません。したがって、きわめて事務的な言い方になるかもしれませんが、やはり現在の幾つかの——幾つかというよりも、数多くの法律というものを適正に執行していくというのが私たちの仕事でございまして、したがって、刑罰法規に明らかに触れると思われる行為があれば、映画に限らず、すべてについて法を適用していくというのがたてまえであらうかと思ひます。しかし、その法の適用にあたっては、いろいろな要素というものを考へて、慎重に、かつ適正に行なうべきものであらう。これが一般的な原則であらうかと思ひます。

いま問題になっておりますわけにつきましても、先ほど申し上げましたような、最高裁で示されておる基準といふべきか、考へ方、これを基本の根拠といたしまして判断をいたしておるわけでありまして、確かに、先生がおっしゃるようになら、人によって感じ方の個人差がかなりあるというところは、私は否定はいたしません。しかし、やはり、社会通念と申しますか、健全なる社会常識と申しますか、そういう目には見えませんが一

般的に守られてゐる規範というものがあつたということも……(横山委員「一般的に守られてゐる規範」といふのはどんなものですか」と呼ぶ)いま申しましたように、目には見えませんが、健全な社会常識によつて守られ維持されてゐる一つの規範というところにならうかと思ひます。したがって、そういう一般的な一つの規範といふものは、基準といふべきか、これらをはずれるものについては、やはり所要の措置をとらなければならぬといふことではなからうかと思ひます。

それから、先ほどの先生の御質問で、実はお客えをしない税関との比較の問題がございまして、税関当局も私たちとはほぼ同じような考へ方で臨んでおるやうに承つております。

○横山委員 目には見えないが、一般的に社会に存在をしておると思ふ規範というものを規範にして自分たちは仕事をするのだということ、これは非常に大事な点だと思ふのです。私も、そういうものが、社会のいい意味での良識として人間社会にないとは言ひません。ないとは言ひませんが、法律をつくり、取り締まりを行なう、行政を行なう上において、そういう抽象的なことで説明ができません。そういうものをたてにして権力ある人に仕事をせよというのとは異なると思ふのです。あなたの言うところの、あなた一個の個人として、社会人として、そういうものがあると思ふという点については私は決して否定はしませんけれども、法律をつくり、法律を運用する上において、おっしゃるやうに、目には見えないし、音には聞かれないけれども、この社会に存在すると思はれる規範というものは、事実に言へば、これはかつてな議論であつて、そして無稽な議論であつて、ある場合には悪用されるおそれもある理論の立て方であつて、よくないと思ひます。もしあなたが、それでなくして、自分の人生観として存在をせよと言ふなら、それは納得しなうか。しかし、役所が行政運営する上において、そういう説明もできないやうなものをたてにして言われたの

では困る。それとも、目には見えないこの社会に存在する一定の規範というものについて、もつと学問的であれ、あるいは法律論的であれ、何か御説明が願へるならば、この際承つておきます。

○本庄政府委員 いま私が申しましたことは、個人の人生観として申し上げたわけではございせん。もちろん、個人の人生観も述べろとおつしやれば、おそろくいま申し上げたこととなると思ひますが、これは、実は、昭和三十三年の三月十三日だつたと思ひますが、最高裁判所の判例の中で、表現は全く同じではございせんが、そういうことが述べられておるわけがございまして、裁判官のいろいろな考へ方の個人差はあると思ひますが、これは最高裁判所としての公式の見解でございまして、私が個人的に考へ出したものではございせん。

これをこゝろをかえて説明すれば、性行為非公然の原則というふうにも裁判所ではうたつておりました。この性行為非公然の原則といふのは、同じ行為であつても、密室で行なつた場合には問題ではないが、公開してはならない、公開すべきでない行為といふものがあるのだといふのが性行為非公然の原則だつた。私たちは思ひます。そういう意味におきまして、これで先生の御質問に答へたことになるとは思ひます。あなたが、私が先ほど申しましたのはそういう意味でございせん。私個人の人生観で申し上げたわけではございせん。

○横山委員 その判例は全部を読んでみなければ私も議論ができませんし、また、引用なさいました性行為非公然の原則といふものも、いまあなたのおっしゃるやうな、目には見えないけれどもこの社会の一つの規範だといふものの一例にしかすぎないじゃないか。あなたが申し上げたかつたことは、私は、私自身が思ふのでありまして、その論争はともあれ、こんなことでたくさん時間がかかつてしまひまして、法律案についての御質問を少ししておかなければ私も職責上いけないのでありますから、少し聞きますが、そういうやうな前提が長く

なつたけれども、この性のあるべき姿について、非常に流動的であり、人によってどう解釈もできるという、そういう共通の基盤がなければ、このモデルについても、きょうはこれでいい、しかしあしたはどうだかわからぬという非常に流動的な問題であるといふことを私も審議の前提として申し上げたわけでありまして、

さて、この法案を一言にして申しますと、ワルム・ワンガレージはいかぬ、地域制限はありますけれども、ほかのパターンならいいという点で、まことに法律体系としておかしいことだと思ひます。自動車と客室とが、入つた瞬間から出るまで目に見えないというだけの原因でワルム・ワンガレージというふうな制定されたのか。このモデルを規制をするならば、もう少し別の規制のしかたが法律体系としてはあり得たのではないかと感じます。私も先般業界の人にちよつと聞いてみましたが、簡単なことですよ、先生、それがいかぬというなら、下のガレージのうしろへ共通の通路をつくつて、ガレージから一たん外に出て、廊下を通らして、それで客室の上の廊下を通るといふことをすればきつめて簡単なことですよ。もちろん、ガレージはさつと入つて、そこから階段を上がつて上上に上がつていくという便利さはなくなりましかれども、ガレージへ入るとシャッターがおりる。そして、そのうしろに通路がある。その通路へ出て、ずつと共通の通路になつて、上から行つて、ガレージに入つた番号はわかつていますから、それに入ればいいでしょう。こういうわけなことを言つてもおかしい話ですけれども、ワルム・ワンガレージだけがけじめがないという理論も理論なら、抜け道はいかにでもできそうなの点は、法律案をおつくりになります場合にとりいふふうにお考へになりましたか。

○本庄政府委員 先生から御指摘いただいた点は、まさに、この法律をつくる際に一番苦勞を

した点でございまして、幾つかの不安といえますが、いろいろな考え方が部内にもございまして、私たちがいろいろ検討をいたしましたのでございまして、問題の発生の原点に戻って考えますに、こういったものが、いわゆるモーターがほとんどふえてきておる。そしてまた、ふえたことに伴って、地域社会の反対の世論が巻き起こってきた。その問題の原点に立ち返って見た場合に、一番大きな要素となっているものは行動の秘匿という点ではなからうかと思ひます。相客といひますか、よそのお客さんにも見られず、あるいは通りがかりの人にも見られず、あるいは極端な場合には、その施設の営業者にも、従業員にも顔を見られずモーターに入つて、そこで一定の行為をして歸つてこられる。金さえ払えばできる。そういう秘匿性というところが一番の大きな要素ではなからうかと思ひます。そういう観点から、ここに定義いたしましたようなものを対象として考えたわけではございまして、したがひまして、先生のおっしゃる通りに、脱法的な行為は絶対できないかと申しますと、これはもうほかの法律でもそうでございますが、いろいろ悪知恵を働かす脱法行為というものが完全にできないというところは私は申しませんが、しかし、実は、この内容につきましては、具体的に総理府令で書くことになつております。その総理府令につきましては、秘匿性を排除するという考え方でまとめたと思つておるのですが、目下、その表現等につきまして苦勞をしておる最中でございまして、できるだけうまい表現で、なるべく脱法行為が防がれるように規定をしてまいりたいと考えております。

○横山委員 いま、とにかく五千軒内外のこういふモーターがあるが、あなたはモーターで体験したことはありますか。

○本庄政府委員 体験があるかというのが、モーターを視察したことがあるかという意味におきましてならば、視察したことはございまして。

○横山委員 秘匿性なくして見学したつてだめですよ。秘匿性があつて、自分がその立場に立つて

やつてみて初めてわかるのです。要するに、モーターへ行くというのは、秘匿性があるから行くわけですよ。ワンガレージ・ワンルームでなくとも、車置き場が合同であつても——ワンガレージ・ワンルームはいかぬけれどもほかのやつならええというわけですが、ほかのやつでも秘匿性をかなり尊重されてつくられておるわけですね。だから、あなたの言うワンガレージ・ワンルームという場合には、彼と彼女が行つて、従業員にも見られない。ほかの人にも見られない。それはよくないから、そこをどうしたらいいかということになりましょう。そこをどうするかするためにはワンガレージ・ワンルームだけがだめだと言つたつて何にもならぬと私は思う。この法律はたいへん法律効果がなない。やつてみてもむだだと私は思う。あなたも、せめて、その経営者なり従業員には顔を見てもらいたいのではないか。しかし、行つた連中同士は、会つても顔をそむけて行きますわ。わざと見ぬようにして行く。そういうものですよ。あいつ、あの女が行つたなんて、そんなのはおぼろげなやつ。行つた人間は顔をそむけて入るものですよ。ところが、行つた人間同士が顔を合はせるようにしたつて、そんなものは顔を合はせて行くし、また、そこを見られたからといって、行つた人間が、あいつがここの間来たりおりました、あいつが人殺しの犯人でしよ、おそれながらと訴えるやつはおらぬでしよ。まず、おそれながらと訴えればならぬ。そこで、せめて、従業員なり経営者にきちんと顔を見てもらいた、見させる仕組みにしてみたい、そういうようなことによつて犯罪を防止するようにはしたいのではありませんか、それならば、そこに焦点をしなければならないかぬと思ふのです。そこをどうしたらうまいかというのを考えなければ法律効果はないですよ。ワンガレージ・ワンルームだけがいかぬ、けれども、顔を見られぬように金を払うならうまいこと払ふというのだったら、何のために法律をわざわざ国会に出すか。そして、地方行政委員会、私が声を大にして、一時間こんなつまらぬ

ことを議論をしたつて、法律効果がないことをやつたんじゃないやだめじゃないやせんか。われわれの言うことについてどうなんですか。

○本庄政府委員 御質問の御趣旨もつともございまして、二点お答えいたしておきます。

相客と顔を見合せてもたいした支障はないじゃないか、旅館の営業者といひますか、従業員がぜひ顔を見るようにすることが肝心ではなからうかという点、私は両方とも必要だと思ひます。と申しますのは、旅館のおやじに顔を見られるよりも、場合によつては、相客といひますか、偶然一緒に来ている隣のお客さんの顔を見て、なんだおまえも来ているのか、ぐあいが悪いという——旅館であれば、特定の旅館の特定の経営者はきまつておるわけですが、ところが、お客さんといひますのは、だれが来ているかわからない。隣の者が行つておるかもしれないし、あるいは自分の親戚の者にばつたり一緒に来たといふこともあり得る。要するに、不特定多数の者が行くわけですから、そういう可能性が非常に多いわけですよ。これは考え方の相違かもしれませんが、議論しても始まりませんが、相客からも見られない、従業員からも見られない、要するに、だれからも見られないというのがこゝでは一つの問題点だろうと私は思ひます。しかし、先生の御趣旨は決して否定するわけではございせんから、旅館の経営者または従業員は必ず見るといふようにする必要は、やはり立法論としてはあろうかと思ひます。

その点につきましては、先ほどもちよつと申しましたが、四十五年の旅館業法施行令の改正によりまして「宿泊しようとする者との面接に適する玄關帳場その他これに類する設備を有すること」というのが一項新たに加わつておりました。面接に適する玄關帳場を設けなければならないということ、そういうものを設けることが必要要件になつております。したがひまして、現実には帳場を設けておつても、経営者あるいは従業員がそこにいない、奥で寝ておるといふ場合には、これは現実には顔を見ないといふことがあるわけですが、

これは行政指導によりまして、厚生省系統の主管庁によつて厳重に励行するようにやつていただいておるようではございまして、その点につきましては一応の手当ではいまだできておる。これが完全に効果を奏しておるかどうかにつきましては、若干問題がないとは言えないと思ひますが、法律上の手当てとしてはできておる。これは四十五年の改正でございまして、これを完全に励行していくようにすることによつて、先生の御疑問を解消することができるといふやうな、かやうに考えております。

○横山委員 それはだめですよ。部長も長官も実際にやつていない人間らしいですね。実際に体験してない人間に何ぼそのときの雰囲気や私が話したつてだめなんですよ。そんなもの、知らぬ同士がばつたりそこで行き会つたときに、あ、おまえもか、おまえも来ておるのかなんて、そんなばかなことがあり得るはずがないですよ。

（叫び）いや、それは言つていないよ——と呼ぶ者あり。

○塩川委員 代理 御静粛に願ひます。

○横山委員 いずれにしても、お客さまにも見られることに効果があるという——犯罪防止で議論してはいるのですから。しかし、そんなお客さまの証言を、何か得る場合がないだろうかといふたわいもないことを考えているようなことではだめです。それから、従業員と経営者によく顔を見られるようにするためには帳場をつくつてとおっしゃるけれども、大体、帳場というのは、全部の大きな帳場ではないのですよ。このくらの窓ですわ。こうやつて見れば別ですが、顔が隠れちゃおります。声だけ聞かせる。それで帳場ができております。声だけ聞かせる、それはだめですわ。それは、経営者なり従業員がきちんとしておるやうに、ほんとうに見るやうになつておるかどうかと、いへば、帳場はかつこうだけ、窓口ができておつて、あごはこの辺で、向こうのあごもこの辺だ。そして錢を取る。そんなことじゃだめだと思ふ。

それから、もう一つ考えられることは、私がある経営者に聞いてみたら、ワンガレッジ・ワンルームで困ることがあるかと言ったら、どうほうが物をつくっていくというわけですね。お客が、自分でいいことをやってきて、帰りにテレビをとっていつか買ったというのですね。また、ふんをとっていつか買った者もあるというんだ。ひどいやつがあるもんでかなわんねと言ったおつた。それでどうしたかねと言ったら、各室にみんなテレビを備えつけたと言った。テレビを備えつけてどうするんだと言ったら、帳場で聞いておりました。先生、そんなことを言うなら聞きたいです。かと言ったわけですね。そして、私も商売ですから、声を聞いたつてあんまりおもしろくありません。たとえ紙がないじゃないかと——そんなことより、テレビをとっていつか買ったとか、こういうような場合の盗難防止につけておきますと、こう言っておるのです。そんなことを本気で言っておるかどうか、私笑っちゃったので、確かに、密室における解放感から、おお、これもちよつと持っていたらどうかという者もないではない。ないではないけれども、経営者が各室にテレビをつけて、適当に耳をくつつけて、あつ、あいつテレビどろぼろすると言ってるぞ、行ってみよう、というようなこともいがかと思ひんです。要するに、私の秘策というものは、ちゃんと面接をするなら、私の秘策というものは、ちゃんと面接をなさないとオソドックスな方法であつて、それがきちんとするものならば、何もワンガレッジ・ワンルームだけ縛ってやることはない。そんな実際の法律的效果がないようなことをやつたて無意味じゃないか。目的がどこか違つておはせぬか。本来あるべき目的から、だんだん苦心惨憺して、ワンガレッジ・ワンルームだけいかにというよりなところに着ちつたのは、御体験が足りないのではないか。この法律をつくるにつけて、奥さんでよろしいから同伴して、長官も部長も一ぺんやってみたらどうか。どういふことになるのか、体験

してみなさい。ほかの法案なら、あなた方もほんとうに自分の体験上でやつておられるけれども、こういう体験をとりもせぬくせに、全くわかつたような話をして、ワンガレッジ・ワンルームなら、これでもう法案の目的を達するなんということを言つても効果がない。私はかく断定をせざるを得ないのです。

中村さんは体験があまりだろうと思うから、私の意見が、なま身で触れてよくわかりだと思ひますが、どうですか。

○中村国務大臣 私には横山議員と同じような体験をしたことはございませんから……。まあ、いろいろ方法はあろうと思ひますが、衆知を集めて一つの基準をつくり、さらに、地方の公安委員会いろいろな場所等も指定していくというようになりなすこと、大体的目的の大半は達し得るんじゃないかと考えておりますから、どうかひとつ御賛成をお願いしたいと思います。

○横山委員 中村さんは何か勘違いをされて、私がよく体験をしておるというふうな勘違いをされたとして、法案を審査するにあつて、あつて、あつて、意見を聞き、体験者の意見もなま身で聞いて、そして率直に御忠言を申し上げた次第でございますから、私の意見が十分採用されて、所期の目的が——基本理念なり基本的な基準なりから言つて、流動するこの社会において、これが適切な方法だとは私も思つておるものでありますが、当面このういふモデルに対する規制をおやりになるとするならば、もう少し少しづばり目的が達せようという方をしない法律効果がないですぞということを御忠言申し上げまして、私の質問を終わります。

○堀川委員長代理 林百郎君。

○林(百)委員 横山委員の後半の質問の部分、私はなほは同感だと思ひますが、このモデル営業の定義を見ますと、個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であつて総理府令で定めるものを設け、そして「異性を同伴する客の宿泊に利用させる営業」だというように規定されているわけ

でございますけれども、「異性を同伴する客の宿泊に利用させる営業」ということは、これは他の連れ込み旅館とも区別がつかぬ。何も、モデルだけが特別なものではないと思ひわけですが、したがつて、このモデルの規定を正確に言うとする、「個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であつて総理府令で定めるもの」を設けているということ、これが非常に重要なモデルの規定の部分になると思ひます。

そこで伺いたのですが、この個室に車庫が接続してない状態にする、要するに、個室と車庫が一定の空間が設けられているということになれば、それはモデル営業ではないということになるわけなんです。かりに、そこに異性と同伴で出入りしようが、しまいが、モデルにはならないという事になりますか。

○本庄政府委員 先ほど申しましたように、秘匿性という要素を欠くか、あるいは非常に希薄になる程度に車庫とルームが分離されているといううにみなされる場合には、この法律のいうモデルではない、したがつて、異性を同伴していく施設であつても対象にはならない、かように考えております。

○林(百)委員 実は、われわれも視察に行つたわけなんですけれども、私も驚いたわけなんですけれども、内部の構造ですね。その実態を見ますと、たとえば回転ベッドがあるとか、鏡が至るところに張りめぐらしてあるとか、それから新幹線ベッドと称するベッドで、汽車のようにレールの上を行ったり来たりするベッドもある。さらに、テレビにはホルノのビデオが放送になっている。そうすると、こういう現状が変わらなくても、車庫と個室の間に一定の空間が設けられれば、これはモデル営業にはならない。そして、現在もこれは旅館営業法で取り締まりを受けていると思ひますが、旅館営業法ということになるわけでしょうか。私は、あんなものの備えつけられている旅館というのを見たこともないのですけれども、それでも、個室と車庫が接続しておらないという

ことになれば、これはモデルにはならないということになるわけでしょうか。

〔堀川委員長代理退席、委員長着席〕

○本庄政府委員 御見解のとおり、部屋の中の設備がどういふ設備であるかということは関係ございせん。

○林(百)委員 これは付属にひとつ聞いておきますが、あそこでやつていたホルノビデオですね。これは、あの建物の管理者があの一群の建物のテレビに映すためにやつておるわけなんですけれども、ああいうものの取り締まりの規定というのはないんです。さつきホルノ論争がだいぶありましたが、ああいうものは映倫を通らなくてもやれるわけなんです。どうか。

○本庄政府委員 室内で映されておるホルノビデオにつきましては、映写されておるそのビデオの内容が法律に触れるものであれば、そちらのほうの法律で取り締まりをするということになっております。

○林(百)委員 そうすると、現在、モデルが旅館営業法の適用を受けていることは、これは間違いないですね。

そこで、そうなりますと、車庫と個室の間の空間があるかないかということだけでモデルかどうかということになるわけなんですけれども、それは、つまり、車からおりて個室に入るまでの一定の距離というものは別に規定はないわけなんです。たとえば、歩いておる間に同じ泊まり客に顔を合わせるようなこと、あるいは管理者に顔を合わせることもできるというよりな一定の距離が必要なのか。あるいは、ガレッジとルームとの間に狭い通路といったものがあつて、ほんのわずかな空間があつて、そこへカーテンでも引いておくというところだけでも、これはモデルではない、普通の旅館だ、だからこの取り締まりの対象にならないということでしょうか。そのワンガレッジ・ワンルームの分離のしかたというものは一体どういふ基準があるのでしょうか。基準という

ものは別にないのだ、それは業者の自由にまかされておられるのだということになるのでしょうか。

○本庄政府委員 「個室に自動車の車庫が個個に接続する施設であつて総理府令で定めるもの」と書いてございすので、この個室と自動車の車庫との接続関係につきまして、法律でこまかく具体的に書くよりも総理府令で書くという考え方でございまして、その総理府令の中身の考え方について先ほど申しましたように、秘匿性というものがなくなる、あるいは全くなくなる、あるいは希薄になる、あるいは、そういうことをねらいといたしております。ただし、その表現につきましては、これは非常にむずかしい、うございすので、いま検討をいたしております。

先ほど横山先生からも御指摘がございましたように、実態というものを、これはいろいろな形態がございすから、さらに十分視察をいたしまして、妥当な規定をつくるようにいたしたいと考えております。しかし、基本的な考え方としては、いま申し上げたように、きわめて抽象的で恐縮でございす、そういう考え方で臨んでおる次第でございす。

○林(百)委員 非常に抽象的でわれわれからいいますけれども、要するに、ガレージとルームとの間が、これで言へば「接続する施設」ということになっていすから、その接続を切りさすればよい。切つて、そして、そのほか「総理府令で定めるものを設け」ということになっておるわけでありす、その総理府令もここで説明がないということになりますと、どの程度のガレージと個室との間の間隔があれがいいのかということ、全然わからないわけですね。だから、場合によつては、ガレージと部屋とをほんのわずかに接続を断つたという形をとつただけで、旅館業として残り得る可能性も出てくるわけですね。だから、これは全く取り締まりの対象にならない。むしろ、そこそこ、業者のほうは簡単に本法の取り締まりからのがれることができるようになるの

じゃないでしようかな。

○本庄政府委員 その点につきましては、一般の旅館のように、車庫とルームとがだれが見ても完全に分離しておると見られるように分離している場合は、これはもちろん関係ございせん。また、接続しておつても、側壁があり、シャッターがあつて、秘匿性という要素があれば別ですが、シャッターや側壁もなくて、たとえ車庫が接続しておつても、秘匿性という要素はないというような場合は該当しないと思ひます。しかし、いま先生の御説明のように、ちよこつと空間をあけて、その間通路みたいなものを設けて、それをカーテン等で仕切つて、あるいはカーテンでなくても、ベニヤ板で通路を設けて、外からは見えないうようにする。形の上では一見車庫とルームとが分離されていすように見えますが、機能的には分離されていすとは見えない。こういうふうないわゆる見せかけの分離のような場合は、当然該当するようないふ考え方で臨みたいと思つております。

○林(百)委員 そうすると、いまモーターが全国で何軒あつて、部長の言われるような、ワンルーム・ワンガレージで接続してゐると考えられるものはそのうちの何%ぐらいあると考えられるのですか。

○本庄政府委員 昨年の数字でございす、いわゆるモーターというものは全国で約五下、そのうちワンルーム・ワンガレージ形式と認められるものが約三千四百、そういう数字でございす。

○林(百)委員 そうすると、相当の割合のものがワンルーム・ワンガレージになつて、モーターと言われるものになると思ひますけれども、業者のほうでは、せつかく多額の投資をしてモーターをつくつて、これを廃業するといふわけにはいかないといふことで、いろいろの手を考えると思ひます。したがつて、車庫と個室の接続という、このモーターの規定からはずれるために、なるべく構造の変更で多額の投資を新たにしないで、もういふ方法をいろいろ考へてくると思ひます。そういうふうなわずかな形式的な改造に

よつて、事実上のモーターの機能はそのまま温存しておいて、ワンガレージ・ワンルームのモーターの規定のここだけを切り離さうということに對しての取り締まりといふか、その、あなたの方の考へておるモーターがモーターでないかの判断の基準といふものは、この国会で、この法案に関連して説明できないのでしょうか。もっと詳しく言へば、総理府令もわれわれ聞きたいと思ひますけれども、その基準が、たとえば、ただベニヤ板なんかでつないでおいて、事実上接続していればそれだけだ、モーターになるのだという説明だけでは、われわれちよこつとわからないのです、それはベニヤでなくて、そのところを切つておけば、そしてその間が二尺であり、三尺であり、五尺であり、一間であるといふ、そういう場合には何を基準にしてモーターとなる、あるいはならないという判断ができるのでしょうか。

○本庄政府委員 先ほど申しましたように、ベニヤ板云々といふのは一つの事例として申し上げたわけではございまして、物理的には、ルームとガレージとが、距離は別として、形態的には分離されておる。しかし、その間に通路をつくりまして、ベニヤ板でも鉄板でも何でもいふのですが、歩人が完全に外から見えないような形で通路をつくつて、機能的には接続しておる。要するに、秘匿性を残しておるといふような場合には、これは該当するといふ考え方で臨みたい。一つの例として、通路といふことで先ほど申し上げたわけではございす。

○林(百)委員 通路がなければ、かりにルームとガレージの間が三尺離れていたとしますね。三尺でもいふのでしよう。なぜ、ガレージからルームへ入るまでの間に人から顔が見られるような間隔にしなければいけないのですか。そういうふうにするわけでは、一間なり二間なりの間隔が要するようになるわけでは、その基準といふものはなく、ただ、個々の個室と自動車の車庫とが接続する施設、そこだけを切り離せばいいということになれば、これは非常に大きな法になつてしま

うと思ひますがね。

○本庄政府委員 三十センチとか、五十センチとか、あるいは一メートル、そういうぎりぎり詰めた数字になりますと、これはなかなかむずかしいと思ひますが、やはり、秘匿性がなくなつておる状態だと見られるといふ離れ方の場合には、これは該当しないといふことにならうかと思ひます。

○林(百)委員 しかし、これはもう一年以内に改造しなければいけないわけですから、あなたのほうでやるか、厚生省でやるか、これはどういふうになるかは別としても、あなたの方はもう具体的に指導しなければならぬわけでは、そういう場合に、三尺では狭過ぎるとか、一間必要だとか、基準がなければ指導できないじゃないですか。そういう判断を業者にまかしておいて、あとから、いや、これはまだ短いからもつと長くしろだとか、これでいいとか、ある業者に三尺でいいと言ふなら、他の業者も、あそこは三尺だから私のほうも三尺でいいでしようといふことになるでしよう。

だから、法案を提起してわれわれ議員にその通過を求めるなら、われわれもこの法案にあえて反対をする意思は別に持つておりませんけれども、非常なざる法ではないでしようか。ワンルームとワンガレージがどのくらいの基準で分離されなければならぬかといふこともきまらないで、この法案を通せと言つても、それははなはだ無理じゃないでしようか。

○本庄政府委員 先ほどから再三申し上げておりますように、非常にむずかしい、かつ重要なポイントになる事項だと思ひます。したがつて、念には念を入れ、慎重に実態調査もいたしまして、先ほど横山先生から御指摘がございましたように、私たち視察もいたしまして、きわめて不十分であつたといふことを深く反省しておりますので、さらに各地の実情もよく見まして——と申しますのは、これは冗談でなくして、実は、モーターと申しまして、先生のおつしやいました三十

センチか五十センチかという問題もございす
が、やはり形状がいろいろございす。上下、つ
まり立体的なものもございすし、平面的な接続
もございす。平面的な接続と申しまして、ハ
モニカ長屋的な接続のしかたのものもございす
し、形勢的に、また機能的に、まことに千差万別
でございすので、単に、いま先生から御指摘を
受けましたその距離的な数字だけを——これも場
合によっては大きな要素になるかと思ひますが、
形勢あるいはそういう計数的なもの、その他い
ろんな要素というものを勘案して、最終的に最も
合理的なものを出したいと思つております。もち
ろん、これは法律が施行になるまでにきちつとき
めなければならぬわけでありますが、考え方の
基本といたしましては、先ほど申しましたような
秘匿性というところに判断の要素というものを置
きたい。目下のところ、かように考えておりま
す。

○林(百)委員 ルームとガレージの接続のしかた
についていろいろの形勢があるということは、皆
さんの案内でわれわれ実情を見せていただいただ
けでもわかりますし、また、調査室からいろいろ
の形勢がある図面をいただいているわけですが、
けれども、あなたの言う秘匿性というのは、何が秘
匿されてはいけないのですか。部屋のは、
が秘匿されてはいけないのですか。それとも、自
動車が秘匿されてはいけないのですか。どうい
うことですか。それが一体となって秘匿されて
はいけないという意味なんですか。それなら、
ガレージとルームを離せばいいので、あなたの
言う秘匿性というのがよくわからないのです。
部屋の構造の秘匿性がもしいけないうことにな
れば、部屋にまで手を入れなければいけないとい
うことになるのじゃないでしょうか。それと
も、ガレージの秘匿性がいけないうことにな
れば、これはどういふことになりますか。業者に
言わせれば、二面壁で、一面部屋に接して、一面
シャッターになっている、どっちの壁か一つこわ
せばそれでいいですよ、あるいは屋根をとればい

いですよ、と、われわれが行ったときも簡単に
言っているわけですね。だから、あなたの言う秘
匿性というところで答弁が秘匿されてしまふとわれ
われはなだ困るわけですが、どういふことなん
でしょうか。

○本庄政府委員 その秘匿性と申しますのは、部
屋の秘匿性とか、車庫の秘匿性ではございませ
ん。そこを利用する人間の秘匿性、つまり、私
が普通の旅館に行きますと、だれに顔を合わ
せるかわからない。要するに、本庄何がしとい
う者が行っているということが通常外から見てもわ
かるわけでありまして、あるいは本庄といふことが
わからずにしても、こういうお客さんが入って
いった、あるいは帰っていったということがわか
るわけでありまして、そういう利用客についての
秘匿性という意味でございす。

○林(百)委員 しかし、それは旅館業法にあるの
じゃないですか。旅館業法と施行令の中に、経営
者は客に必ず接しなければならぬ、そして、そ
の宿泊の記録をしなければならぬということが
あるのだから、それはいまの旅館業法だつて取り
締まりできるのじゃないですか。そうすると、も
し、経営者が客と面接しておらなかつた、ある
いは宿泊客もとおらなかつたというならば、
それは、厚生省とあなたの方のモーターに対するい
ままでの規制が悪かつたのであつて、何も、ガ
レージとルームと切り離すことによつて解決され
る問題じゃないのじゃないでしょうか。

○本庄政府委員 先ほどの御質問のときも出まし
たが、これは、旅館の営業者あるいはその従業員に
対する秘匿性というものでございす。それ以外
に、お客と申しますか、他の利用客あるいはその
周辺を通る人等いろいろな人間がいるわけであ
ります。そういう場合に、要するに、他人に対
する秘匿性ということでございます。

○林(百)委員 それは重大なことだと思ひます
よ。それは人のプライバシーに関係する。たとえ
ば、本庄さんが愛人を連れてどこかに行かれたと
する。それを人に見せなければあなたは旅館

に泊まることのできないなんて——それは普通の
旅館だつてそれでいい。だれだつてプライバ
シーがあるのですから、それをその旅館の経営者
以外の人にも見えるようにしなければならぬとい
ふことはおかしい。われわれはもちろん、
異常な形での異性との関係について奨励するわけ
ではありませぬけれども、いまの社会情勢から
言つて、そんなことは無理なことを求めることに
なるのじゃないですか。旅館業法でいうところ
の、要するに、経営者がどういふ人が泊まつてい
るかということがわかり、宿泊簿をとつておれ
ば、それで秘匿性というものは旅館業法によつて
一応取り締まりができるのであつて、そのほか
に、お客に顔が見えるようにしなければいけない
ということ、異性を連れてきた人の顔をお客に
無理に見せるようにしなければならぬ、という
う施設にしなければならぬということになる
と、それは、いまあるモーターばかりではなく
と、普通の旅館や連れ込み旅館だつてみんな改
造しなければいけないことになるのじゃないで
すか。あなたの考えは少しおかしいと思ひます
よ。だからといって、私は何も連れ込みをやれ
といつて奨励するわけではありませぬけれども、
それはいろいろのプライバシーがあるでし
うから、人のプライバシーに介入することになると私
は思ひます。

○本庄政府委員 あるいは見解の相違ということ
になるかも知れませんが、私たちの考え方は先ほ
ど申し上げた考え方でございす。

○林(百)委員 中村さんにお尋ねします。お眼
いようですが、お尋ねしますが、中村さんがどなた
かを連れて旅館へ泊まりに行くとして、中村さん
がどなたかを連れていくところを、旅館の経営
者、旅館の責任者でなくて、お客が見えるように
して旅館へ泊まりに行かなければ旅館へ泊まらせ
ないんだなんて、そんなことを取りきめていいの
でしうか。中村さんのようなお固い方ですか
ら、まさかお困りになるような方をお連れになる
ことはないと思ひますが、こういう世の中です

ら、いろいろの異性との関係はあると思ひます
よ。そういう場合どういふ人を連れて行くか、相
客にその顔が見えるような施設にしなければ旅館
業としての許可を与えないという本庄さんの解釈
はおかしいと思ひます。これはワンガレージ・
ワンルーム、この接続しているということが問題
なんで、これだけ切ればいいというだけの取り締
まりですね。それでも取り締まりにならないと私
は言ひませぬけれども、それでは本質的な取り締
まりにならないといふことを言つてはいるわけなん
で、私のほうも、何もこの法案に反対するつもり
はありませぬけれども、本庄さんの話のような、
そこまできつぱり行き過ぎたと思ひますが、大臣、
どうでしうか。これは人のプライバシーに関す
る重要な問題ですから、大臣からお答え願ひた
い。

○中村国務大臣 法案の、具体的にきわめて関係
が深いこととございすから、長官から答えさせ
ていただきます。

○後藤田政府委員 横山さんの御質問も林さんの
御質問も、要するに、さる法じゃないかという御趣
旨から発していると思ひます。私も、確かに、御
心配のようないふ点がないと断言はできないと思ひ
ます。業者はいろいろの手を講ずると思ひます。し
かし、実は、私どもの基本的なものの考え方は、
警察の規制の法律というものは、あまりにもす
みままできつとした規定をすることは——これ
は一つの方法ではございすが、警察の規制法と
いうものは最小限のものにとどめて、そして行政
の運用でうまくやつていくというのがいいのでは
なからうかという基本的な考え方が一方にござい
す。この問題を考えましたときにも、一番むずかし
いのは定義規定なんです。それで、率直に言ひま
して、これをきつたり、脱法行為も一切いかぬとい
うような法律にしよつとすれば、たとへて言へば、
当該施設を不純性交の場所を提供することを目
的としてつくつてくるようなものはいかぬとか、いろ
ろな書き方があるのです。しかし、国の法律とし

て、不純性交云々なんといふことを使うこと
で、いろいろな異性との関係はあると思ひます
よ。そういう場合どういふ人を連れて行くか、相
客にその顔が見えるような施設にしなければ旅館
業としての許可を与えないという本庄さんの解釈
はおかしいと思ひます。これはワンガレージ・
ワンルーム、この接続しているということが問題
なんで、これだけ切ればいいというだけの取り締
まりですね。それでも取り締まりにならないと私
は言ひませぬけれども、それでは本質的な取り締
まりにならないといふことを言つてはいるわけなん
で、私のほうも、何もこの法案に反対するつもり
はありませぬけれども、本庄さんの話のような、
そこまできつぱり行き過ぎたと思ひますが、大臣、
どうでしうか。これは人のプライバシーに関す
る重要な問題ですから、大臣からお答え願ひた
い。

はいかにも適當でないだろう。それでは今日一体何が一番悪いのだらうかということを考えましたときに、先ほど来本庄君がある言っていますように、一つは秘匿性の問題なんです。秘匿性というところは、この種の施設を利用する人にとっての便利の問題である。この便利とはかく周辺の風俗を乱すという悪性にまで発展してきているのだらう。そこで、その典型的な例をとらえて、そしてそれをまず禁止をしてみよう、地域住民の意向を反映して条例で禁止をしてみよう、その上で、他の問題もいろいろございまして、それども、そういう点については、旅館業法の問題もあるし、旅館業法によって適切な取り締まりをするなり、あるいは行政指導をするなり、場合によれば、足りなければ、室内の構造設備等については、これはまた厚生省との話し合いでしかるべき御処置をお願いをするということにしよう、そして、全体として、今日のような異常とも思われるようなものはなくしたらどうであらうか、こういう趣旨で立法をしたのであるということとをひとつ御了承願いたいと思います。

そこで、問題は、個室に自動車の車庫が個々に接続する施設です。これが今日一番便利性を提供している。したがって、これがいろいろな悪性の根源につながっている。これが七〇の弱ある。そこで、これをどう押えるかということで、総理府令でそれを押えていくということ、総理府令の考え方は、本庄君から、抽象的な答弁ではありましたが、いろいろお答えしたように、要するに、車庫から部屋に直接行けるということ、必ず外へ出なかならぬという点を押え方が総理府令でできないであらうかという点を実は考えております。それが先ほど言ったように、三十センチとか、五十センチとか、いろいろ問題がございまして、たゞ三十三センチ、五十センチ離れていても、車庫からいきなり部屋へ行けるということはやはり防ぐような総理府令の書き方にしたい。ともかく、一たん外へ出て行かなければならぬまい。こういうような総理府令の内容

容にいたしたいということ、せっかく検討させているような次第でございます。いろいろ御心配の点は私もよくわかります。したがって、総理府令の内容については、あまりさる法になるというようなことでは問題になりませんので、そういうようなことのないように何とかふうをいたしたい、こういうふうに考えております。

○林(百)委員 厚生省の方に伺いますけれども、客が旅館へ泊まった場合に、管理者である旅館の経営者あるいは管理者と客との間には、どういふことをまずしなければならぬのですか。面接だとか、宿泊帳簿の記載だとか、そういうようなこととがあると思いますが、まずどういふことをしなければならぬのですか。それが完全に遮絶されて、泊まった人の顔を旅館のだれもが一度も見ないでいいようなことは、旅館業法にはたしかないと思ひますが、それはどうですか。

○加地説明員 お話のとおりでございます。玄關帳場を経まして、そこで室に案内するわけですから、そのあたりに、当然、宿泊者名簿を置いてもらうとか、そういうことをやっておりまして、宿泊者が旅館の営業者に全然わからないという形で入っていく場合はないわけでございます。現に、先ほどからもお話が出ていますように、四十五年、一昨年の改正のときにこのモデルの問題が出まして、旅館業法の改正をした際にも、モデルにも玄關帳場をつくるということとを構造設備上の条件としたわけでございます。

○林(百)委員 そうすると、モデルでも、いまあなたの言われた旅館業法で規定されている管理者が客と面接する、そして宿泊者名簿に宿泊者の一定の規定の事項を記入するということはやっているのですか。その点、一体そういうことが行なわれているかどうか、厚生省は行政的な指導をしているのですか。

○加地説明員 いま申し上げましたように、一昨年の改正のときにそういう形が一つの規制の条件として加わりましたものですから、そういう指導を保健所を通じてやっておるわけでございます。

○林(百)委員 本庄さん、いま言ったように、モデルに泊まっても、管理者は客と必ず面接する。われわれ聞くところでは、二度面接の機会がある。一度はお茶を持っていくときに面接し、一度は金を受け取るときに面接する。まあ、少なくとも二度は面接しており、それから宿泊者名簿も備えてあると聞いているのです。そうすると、あなたの言う秘匿性というのはどういふことかよくわからぬ。秘匿性ではなした、むしろこの法律のねらうところは、ワンルーム・ワンガレージのこの接続を断ち切り、とりあえずそこへ足がかりをつくる。あとはいろいろやりたいたいことがあるけれども、まあ、モデル業者はモデル業者としていろいろな営業の自由だとか営業の権利もあるというふうなことも言われるとすれば、まずそこへ足がかりをつけるというのが本心じゃないでしょうか。そうでなくて、旅館の責任者が客と面接をし、それから宿泊者名簿も書いていくのに、そこへ泊まる人がなおその以外の人から顔を見られるような、そういう入り方をしなければならぬというところが本法の目的だとすれば、それは私には行き過ぎになるのじゃないかというように思うのですが、どうでしょうか。

○本庄政府委員 先ほど相客云々ということばを使ひまして、それをかなり強く言つたような感じがございしますので、そういう誤解があるいはお与へしたかとも思ひますが、やはり、先ほど来話が出ておりますように、そういう旅館の経営者なり従業員が顔を見るシステムになつておるといいますか、それに見てもらふということもたいへん必要なこととございまして、いすれにいたしましても、先ほど長官が申しましたような趣旨での、足がかりということとは適當かどうかかわかりませんが、そういうたいいわけゆる秘匿性というものを一つの主体として、とりあえずモデルを規制する。しかし、これでこの法律がモデルのすべてについて規定するという意味ではございせん。旅館業法あるいは旅館業法のこの運用、あるいは体制とも相まって、さらに総合的な取り締まりを

やつていくということも考えられるわけでございます。

○林(百)委員 その、あなたの言う秘匿性というのがよくわからないのですが、だれに秘匿するのか。一たん旅館に入った以上は、その旅館の管理者が管理権を持っているのだから、旅館の管理者が、どういふお客が泊まっているか、そして、どこから来てどこへ立つのか、あるいは何時間休むのかというところをつかんでおれば、それで旅館業の目的を果たされるのであつて、それ以外の人、たとえはもし私服の警察官がいて、私服の警察官が見ることができないからいけないと言ひながら言うで、それはつきり言へばいいのですが、まさか、そこまでは本庄さんも言わないと思ひます。だから、あなたの解釈は、法令にあることを少し拡大して解釈しているのだ、これは要するに、部屋と自動車が密接につながつていて、旅館の管理者がそこへ来た人についての掌握はちゃんとされているわけですね。それを、それ以外になお見せなければならぬということとはわからないわけなんですかね。そして、犯罪の発生についても、業者のほうでは、管理者にわかるように鈴のなるボタンの施設もしてあるというふうなこともわれわれは業者からも聞いておるわけなんです。だから、秘匿性、秘匿性と申すけれども、モデル全体の雰囲気とその地域の善良な清純な環境を害するものだから、せめてルームとガレージを離すことによつて、そこから出てくる雰囲気や清純化に一步進めようということならわかりますが、どうも秘匿性、秘匿性と言つて、その秘匿性が、ちゃんと知つていればいい人以外の人にも知らせなければならぬというところまでいけば、これは行き過ぎじゃないか、こういうふうに私たちが思ひわけですがね。

○本庄政府委員 ことさらに他人に顔をさらすことをねらいとしているわけではございせん。そういうふうな意味でとられるように私が申したとすれば、その点は間違ひでございせん。

○林(百)委員　じゃ、時間も参りましたので次に進みたいと思いますが、地域の規制についてですが、本法によりまして「清浄な風俗環境が害されることを防止する必要があるものとして都道府県の条例で定める地域においては、営むことができない」となっているわけですが、規制する地域は、これは条例にまかせることになると思うのですが——それとも、一定の基準を警察庁として示して行政指導を行なうことになるのでしょうか。この一定の基準というのはどういうことになるわけでしょうか。

○本庄政府委員　府県の条例で定めることになるわけですが、各府県が全くてんでんばらばらに条例をきめるということもいかかと思われまうので、そういった点につきましては、大まかではございますが、一応の指導はいたしたいと思っております。

その次の御質問の、大まかな指導の中の、いわゆる基準的なものでございしたら、担当課長のほうからお答えをいただきます。

○川崎(幸)説明員　ただいま部長が御説明申し上げましたとおり、法令は、具体的な地方の地域実態に基づいてきめていくべき筋合いのものであり、ろうと思われたいと思います。したがって、中央におきまして具体的な基準をきめてどういうことではなしに、この条文の解釈上どういうふうな姿でなければならぬというふうな、考え方の具体的な基本になるというふうな、そういうものを一つ一つ指導したいというふうな考えでおるわけでございますが、その中身につきましては、住宅地域でございしますとか、あるいは都市近郊地域でございしますとか、あるいは健全な行楽地域でございしますとか、そういうふうなものの、つまり、現在に清浄な風俗環境というものがあつて、そこにモーターがでることによって風俗環境が害されるおそれがあるところというふうな考え方を立て、具体的な中身も、ただいま申し上げたような例において指導してまいりたいというふうな考えでおるわけでありまう。

○林(百)委員　私が先ほどから、ワンルーム・ワンガレージの接続さえ切れればモーターでなくなるじゃないかということをごく聞いたのは、その程度のことでは、モーターから出る雰囲気、そして、ことに中にある設備——これは本庄さんもわかれも行って見てきたわけですが、そういうものは全然改善されないわけですね。ところが、実際は、ワンガレージ・ワンルームが切れたから、もうモーターではなくなつた、そして、旅館業法の適用になるのだといひました。そして、旅館業法の規定を見ますと、学校教育法、児童福祉法、社会教育法に基づいてそれぞれの施設の周囲におおむね百メートルの区域内にある場合、それぞれ施設の責任者または監督者の意見を聞くことになつてゐるわけなんですね。あとは自由に建設できることになつてゐるわけですね。しかも、すでに建つてゐるモーターは、ワンガレージ・ワンルームの接続は切り離されてゐるが、しかし、その雰囲気は依然としてモーター的な雰囲気になつてゐる。しかし、それはもうモーターではなくなつたといひことで、旅館業法が適用になるということになれば、これは学校教育法あるいは児童福祉法、社会教育法に基づいてそれぞれの施設からおおむね百メートル以内でなければいいということになる。非常に寛大になるので、モーター営業からはずされて、実態はモーターでも、何ら変わりはない。普通の旅館と同じようにこの程度の規制を受けるというだけにとまるのじゃないでしょうか。

これは厚生省と警察庁にお尋ねしたいのですけれども、これが旅館業法の適用だけを受けるということになれば、そうなると思ひますが、いかがですか。

○加地説明員　御質問のように一昨年の改正の際に、従来学校だけを中心にしたものを、児童福祉施設とか、その他を加えたわけでありまう。そのときの改正の際には、当然モーター問題の意識はございましたけれども、旅館業全般に適用する基準というところで考えたものでございます。当時、やはり旅館業法の改正の審議の際に、いろいろ御議論がございまして、当時の厚生大臣と国家公安委員長が、旅館業法として、そういう配置規制の問題については、その改正が実は限度である、したがって、ねらいは主としてモーターでございしますが、そういうふうな配置規制をやります、なおその実態を見まして、モーターがさらに風俗営業上問題になるような実態があれば、その場合には風俗営業等取締法でさらに配置規制を考えよう、と、こういうことを四十五年の改正のときに申し上げておるわけでございます。それで、いま直接の問題として、そういう配置規制が、今回の改正によつて、ワンルーム・ワンガレージのモーターにかかりまして、かりに一部の構造をそういうふうな直しまして、通常の旅館業務に近い構造設備になつた場合にどうかというお話でございしますけれども、モーターの問題は、御承知のようによろしく……

○林(百)委員　その点、正確に言いますと、通常の旅館と同じにならないので、ただワンルーム・ワンガレージを切り離して、モーターという定義から離れて、しかも雰囲気、アトモスフェアはモーターと同じよになつてゐる。しかし、適用法は、今度はワンルーム・ワンガレージを切つてしまつたのですから、旅館業法の適用をされるということになれば、いま言つたように、学校の施設であるとか、あるいは社会保障施設だとか、そういうものが百メートルの区域内にある場合には、それぞれの施設の責任者、監督庁の意見を聞けばいいのだ、それから離れていけばいいのだということになるのではないですか。普通の旅館のおとりになれば、それはいいのですけれども……

○加地説明員　いま申し上げましたように、構造設備上の問題が、そういう形で一般の旅館業法の適用を受ける場合に戻つてくるということでも申し上げようとしたのですけれども、警察庁が、今回の法律改正につきまして、こういうモーターの基準について非常に御苦心をなさつてつくつてお

られるわけですが、それがもし一般の旅館の構造設備の形に戻つてきて、なおかつ、先生の御指摘のように、運営の実態がモーターの実態に近い状態が行なわれておるといふ場合にどうするのだ、こういう御質問であらうと思ひますけれども、いま風俗営業法で考えておるようなモーターについての規制基準がかりに旅館業法でできるならば、これは確かに旅館業法の改正という問題がもう一つあるわけですが、それが、そういう先ほど申し上げたような経過から、あるいは実態面から、旅館業法ではなかなか規制しにくいといふことで、今回の風俗営業法の改正になつてゐるわけでございます。そこで、そういうモーターが構造設備上改善をした場合、問題は、一つは構造設備の問題と、一つは旅館としての運営の問題と、二点あると思ひます。

構造設備上の問題につきましては、旅館業法としての構造設備の条件というものはおのずから限界もございしますから、先ほど申し上げましたように、四十五年のときの手当で、これ以上のことは非常にやりにくいことではございします。

もう一つは、実は運営面の問題につきまして、そこにはやはり行政指導というふうな問題も入つてこようかと思ひます。例としてはあまりよくないのですけれども、私も、実は、最近モーターの例を東京の近県で見たのでございしますけれども、東京近県の場合は、先生もおそらくごらんになつたであらうでしょう、よく御承知だろふと思ひますけれども、私の拝見した県では、営業者は地元の方が約半分でございます。あとの半分は、いわばよそ者として、東京から入つていつてつくつてゐる。大体五〇％くらいがそうでありまう。そこで、その県は、実は行政指導がある程度成功している例でありますけれども、モーター業者で、いわゆる旅館業法の許可を受けた旅館業者でありますけれども、御承知のように、旅館には旅館の項同組合というのがあります。一つは私どもの指導が非常に至らない点もありましたけれども、現在、モーター関係の業者は、大環境同組

合に入っていないという例がむしろ多いわけであり、その県では一応環同組合の中に入れておいて、旅館の同業組合という中で、自粛なり、そういったことをやっているわけであり。同時に、県の衛生部もそれに対して適切な業界指導をやっております。そういう点で、たとえば非常に世に問題になっておりますような内部構造の問題なんかも、そういう意味で相当自粛をしいていて、問題がござい。したがって、私どももいたしましては、構造設備上の点につきましては、旅館業法としての制約はございすけれども、むしろ、業界指導といいますが、環同を通じての業界内部のそういう自主的な自粛といいますが、そういう方向の指導を重点的にやっております。きではないかと、こういうふうに考えております。

○川崎(幸)説明員 先生御指摘のように、ワンルーム・ワンガレージのものとしてどうでないもののがアトモスフェアとして同じかどうかということの考えは、認識の問題であらうと思っております。であります。私もモーター営業の実態について調査した限りにおきましては、そのワンルーム・ワンガレージの秘匿性というものは、他人から見えないという意味で、その場合の他人といいますが、経営者並びに従業員が中心の観念になるわけがございす。しかし、経営者、従業員以外の者が見えない状態であることを排除する意味じゃございせん。そういう意味で他人から見えない、そういう意味の秘匿性ということをおっしゃるわけであり。その場合、ワンルーム・ワンガレージというものは、そのような秘匿性がある場合、それからワンルーム・ワンガレージが切り離されて秘匿性が非常に薄いでおるもの、そういうふうなものにつきました。風俗上の問題、弊害について考えてみました場合に、たとえて申し上げますと、ワンルーム・ワンガレージのもの、それからその他の形式のものと比較しますと、大体大ざっぱに言いますと、開放性のものが千五百に

対して、ワンルーム・ワンガレージのものが三千八百くらいあるわけであり。それに対して犯罪の起こりましたのは、ワンルーム・ワンガレージのものは二千二百七十七件、それ以外のものはわずかに五百五件にすぎない。それから、強制わいせつというふうなことになる。ワンルーム・ワンガレージのものは何十件か発生いたしておりますけれども、その他のところでは発生いたしておられないというふうなことでございまして、したがって、車庫と個室が切り離されておるといふような形式のものの風俗上の弊害の害悪性、ワンルーム・ワンガレージであったものの風俗上の弊害の害悪性というものは相当開きがある。同じような状態のものであるというふうには認めがたい。そういう実態にあると思っております。

したがって、そういうふうなモーター営業につきましては、御指摘のように、切り離された形のものあれば、接統の形のものもあるというふうなことでございすけれども、現状について見ました場合には、切り離されたものより、車庫つき個室のほうがかつておる風俗上の弊害というものが、その他のものと比較いたしまして、非常に飛び離れて悪いというふうな実態にございす。また、そういうふうな実態について、御承知のとおり、理屈づけというものは思考できま。すので、そういうものについて規制しよう、そういうふうなことをおるものでございす。

○林(百)委員 だからワンルーム・ワンガレージを切り離すということが中心である、それがあつて、それから秘匿性があるから犯罪が起るのだ、だから、まずワンルーム・ワンガレージを切るのだ、それが主たる目的だということばかりです。しかし、その切り方がどの程度の切り方であるのか、基準がまだきまつていないわけでは。そうすると、業者は幾らでも脱法的に、遠い距離で切つてみたり、あるいは短い距離で切つてみたり、いずれにしても接続はしていないのだと

定義していつてどういふことになり、ざる法になるのではないかと。また、秘匿性という点でいけば、いま、旅館業法でも、旅館の管理者が泊まり客との接触をしなければならぬと書いてあるし、それから名簿に書き入れなければならぬと書いてあるから、それでできるじゃないか。それ以外に、自分がこの旅館へ泊まりに来たのだということをあえて他人に見せる必要はない、それはプライバシーの問題があるんだからと考えているわけ。だから、あなたの言うところの、ガレージと部屋が密着しているから犯罪が発生するんだ、だからこれを切り離すんだというところはわかり。そこはわかっているけれども、それじゃどの程度切り離したらいいのだ。業者もさるものだから、いろいろの知恵を働かしますから、それを取り締まる基準すらまだ皆さんから説明されないというのでは、この法律がほんとうに実効ある法律になるかどうかという評価は、われわれ議員にはできないということなんです。答弁は、時間がありませんから、あとで一緒に答弁してください。

それで厚生省にお聞きしたいのですけれども、そういう事態もありまして、本法案のモーター営業の定義からうまく抜けて、事実上はそこから出てくる雰囲気はモーター的な雰囲気を持している。こういうことでは正常な風俗、環境が害されることになる。それで、旅館業法では非常に甘い条件でありますので、したがって、個々の条例をきつくとする場合には、旅館業法よりきつい条件をつくつたという場合に、これに対して厚生省のほうから、それは旅館業法が優先するのだから、それよりきつい条例は認められないのだというふうなことの指導をなさるのですか。どうなるのですか。

○加地説明員 先ほど申し上げましたように、二つの問題がございまして、配置規制の問題につきましては、これは現在の旅館業法そのままだでも配置規制になりまして、これ以上の規制はもうできません。問題ですが、問題は、そういうモーター

テル的な運営が依然として行なわれる問題については、やはり構造設備上何がしかのチェックはできるかという問題が一つと、それからあとは、要するに、営業者の営業態度とか、そういった行政指導の問題と両方あると思うのです。構造設備上の問題につきましては、これは実は、かつて私どもも十分研究したことがあります。たとえばお話にありました回転ベットのとか、あるいは鏡の面とかいう密室の中におけるそういう雰囲気について規制ができるかどうかというふうなことも実は考えたのでございすけれども、これは実は非常にむずかしい問題でございまして、したがって、構造設備上の問題につきましては、それ以外の面では何がしかそういう規制ができるかどうかというのは十分検討しなければいかぬと思っております。

それからもう一つの問題は、先ほど申しましたように、業界の環同組合内部における相互のそういう自主的な活動ができるだけするような形で行政指導をやつたらどうかということを考えているわけがございす。

○林(百)委員 それでは警察庁にお尋ねします。この定義のワンルーム・ワンガレージをもし切り離した場合、モーターという名前はまだ使ってもいいのですか。規制される法律は旅館業法が適用されるとして、名前はモーターという名前を残してもいいのかわか。

それから、これを旅館業法で取り締まりをするというのをしなくて、風俗をやつたのはどういう理由なのか。犯罪が発生するということも聞いておるわけですが、この二つの点を部長から……。

○本庄政府委員 モーター営業という用語をこれは使っておりますが、名称の専用に關する制限はございせん。から、どういう名前を使つても、モーターと言おうが、ニューテルと言おうが、カーテルと言おうが、この定義にはまるものがモーターでございす。しかし、この定義にはまらないものがモーターという看板をかけても悪いという

規定はございません。これは差しつかえない。ただし、法律にいうモーテルではないということになろうかと思ひます。

それからもう一つ、旅館業法でやらずになぜ風営法でやったかということですが、これは前にもちょっと申したと思いますが、このいわゆるモーテル営業が旅館業であるということは、これは御案内のとおりでございます。しかし、このモーテルにつきましては、先ほどからいろいろ議論が出ておりますが、いわゆる風俗的に特殊な要素を持つたいわば特殊旅館業とでも申すべきものであらうかと思ひます。御案内のように、トルコぶろは公衆浴場でございます。これも風俗的な観点から見ますと、特殊の要素を持つた特殊公衆浴場でございます。それから飲食店につきましても、深夜飲食店はやはり厚生省のほうの所管になる飲食店ではございますが、特殊な風俗的な要素を持つたものについて、風俗営業等取締法でそういった風俗面での規制をしておる。トルコぶろについてもさようでございます。そういう一連の考え方、いままでの立法例ということも考えまして、こういった特殊な風俗的な観点からだけの規制ということでございますので、従来の例にならったということでございます。

○林(百)委員 それでは、これで最後にいたします。

事実上は旅館業法で取り締まられるようになる、しかし、モーテルという名前がはついても、別にこれを規制することができない、ワンルーム・ワンガレージを切り離せばいいのだ、そこから出てくる雰囲気については業界の指導にまかせる、と、こういうことでは、各委員とも言うように、これは非常にさる法だと思ひます。ただ、警察庁が一般の世論の盛り上がりの中で、何とか足がかりでもつきたい。善意に解釈すればそういう意味で、委員の皆さんからは非常に不満の意が表されているけれども、警察並びに厚生省としてはこの程度のことからモーテル規制に入るのだというように、善意にわれわれも解釈して、この

法案にはあえて反対しないつもりです。

そこで、最後に警察庁と厚生省に望んでおきたいことがあるのですが、まず、警察庁に対しては、本法案が施行された場合に、違反者は廃業させることになるわけですが、違反者であるかないか、これをどういふようにチェックするか。これはモーテル営業だ、これはモーテル営業ではなく旅館業に構造変更したといったようなことを厳重に点検するかどうか。また、施行後も、一定期間ごとに、定期的にこれを点検するかどうか。立ち入り検査はできないわけですが、せめて、この法案の効果がどの程度及んでいるかということの十分監視をする意味で、モーテル業を旅館業に構造変更したんだということのチェックを今後どのようにしてしていくかという決意のほどをお聞かせ願ひたい。

それからまた、厚生省にお尋ねしますが、旅館業法とその施行令。構造基準とか、宿泊者名簿をつくらせるとか、「宿泊しようとする者との面接に適合する玄関帳場その他これに類する設備を有すること」という規定が旅館業法施行令にありますが、さらに「利用基準」といったようなものもあります。さらに、この旅館業法としての対象となる施設がいわゆるモーテルであったものに対して、ちゃんと適正に適用されているかどうか、こういうことを十分今後監視をされているかどうか。また、業界の指導だけにまかさないで、これをやっていけるかどうか。第一、いままで旅館業法が適用されるといういながら、厚生省の加地衛生課長さんのいまのお考を聞くと、私も最近東京で見たばかりだと言われているところを見れば、ほんとうのところ、旅館業法が適用されているけれども、厚生省では、モーテルというもののに対しての行政的な指導をあまりしていなかったのではないか。いままでどの程度の指導をし、今後この法律が適用された場合には、さらに業界の指導と相まって、旅館業法が適正にこれに適用されるようにどのような指導をしていくか。

これを警察庁と厚生省にお聞きして、最後に中

村国家公安委員長に、国家公安委員長としての今後の行政指導の決意のほどをお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○本庄政府委員 モーテルであるか、あるいは一般旅館であるかという区別はなかなかむずかしいのでございますが、お説のように、立ち入り調査権がございませんので、立ち入り調査という方法で調べるわけにはまいりません。したがって、要当、適切な方法で調査をいたしまして、モーテルであるか、あるいは一般旅館であるかという判断を下し、適切な措置をとるというふうな方針で臨みたいと思ひます。

○加地説明員 旅館業法の指導の問題は、環境衛生監視員というものが各保健所に配属されております。私が非常に不勉強と申し上げましたのは、最近就任いたしましたので、モーテルを実は見ていなかったという私の不勉強のせいもございすけれども、実際は、各保健所の環境衛生監視員がいろいろ指導をやっておるわけでありす。

なお、この風俗営業法の改正が成立いたしましたので、営業に入る場合には、当然警察庁との連絡を緊密にいたしまして、十分趣旨を徹底するようにいたしたいと存じます。

○中村国務大臣 厚生省といつても連携をとりながら、この法の趣旨を徹底して、一般大衆の要請にこたえてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○林(百)委員 終わります。

○大野委員長 次回は、明二日午前十時から理事會、午前十時三十分から委員會を開くこととし、本日はこれにて散會いたします。

午後四時三分散會

昭和四十七年六月十二日印刷

昭和四十七年六月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局